

東寺沿革畧誌



始



正誤表

頁	終行	誤	正
〇二	終	靈元天皇	光格天皇
處々ニアル		果實	果實
同		聖天后地	聖天后地
同		御遺語	御遺告
同		夜叉落刃	夜叉落刃
同		不詳未詳	不詳未詳
六	初	於り	在り
七	六	壇建	建壇
二七	九	嘉模	嘉談
二八	十二	注略す	注す
三十	十二	御宇多天皇	後宇多天皇
四二	二	高祖大師	高祖大師
同		顯略趣	淺略趣
同		二種	二種趣
同		別藥種を分つ	藥性を分別する
同		陀羅尼趣	陀羅尼秘法
同		法によりて	方によりて
四八	七	山田	山岡
五八	七	學同	學問
八六	初	上大勸進	上人大勸
九六	八	延歴	延曆
九九	八	なり	なる
一一	中	醍醐	泉涌寺



東寺別當杏永昇道校  
末學沙門山本忍梁著

東寺沿革畧誌



吉川待郎氏

寄贈本

庭

大徳山親庭



Faint bleed-through text from the reverse side of the page.





禮國利

氏之壺

庭

大德山親庭



## 緒言

桓武天皇が、鎮護國家の佛庭として御草創以來、星霜を閱する事、千百二十一年、弘仁帝皇の、高祖大師に敕給よりは、千九十四年なり。三密瑜伽の根本法城となり、護王利民の秘密道場となりしよりは、一宗の長者寺、我國唯一法務の名刹たりしかば、皇室との關係緊密たりし事、他に其の比儔を見ず。有名なる百合文書等、古文書の多き事、又海内無雙の稱あり。當寺の事は、既に東實記、長者補任、東要記、東長儀、後七日御修法阿闍梨名帳等、幾多の名著に、歷代聖帝御願の法會、高祖以下歴代長者の御傳、并に寺門の沿革等は、精細に記載する所なれば、今は唯だ當寺有縁の道俗諸氏に、當山起縁の一般概念を與ふるの目的にて、古文書内の或部分のみ

を蒐集綜合して、一冊と成し以て「東寺沿革略誌」と題す。本書は、俗務繁忙中の作として、取捨宜しきを失し、編輯ただ杜撰なり。讀者請ふ、之れを諒せよ。

大正四年十二月十五日

東寺末學沙門 山本忍梁謹誌

## 目次

第一	桓武天皇の御草創と大師に勅給	一
第二	寺門の興廢と國運の消長	三
第三	教王護國寺の勅額	六
第四	俗諦門に於ける當寺の格式	九
第五	歷代帝皇の鎮護國家の大祈禱 仁王經法、孔雀經法	一一
第六	秘密灌頂に帝皇の御入壇	一九
第七	歷代帝皇と當寺の教風	二三
第八	宮中後七日御修法	四一
第九	當寺と武門	五〇
第十	高祖大師御請來の佛舍利	五九

第十一 歷代帝皇御持念の二間觀音

六三

第十二 伽藍緣由

六四

西院御影堂其他 金堂 講堂 食堂 灌頂院並闕伽井 大塔 尊牌堂  
 毘沙門堂 八島殿 夜叉神堂 鐘樓 經藏 靈寶藏 寶藏 鳳輦庫  
 大悲殿 辨天堂 地藏堂 記念文庫 寶物館 南大門 蓮花門  
 不開門 慶賀門 八脚門 平唐門 四脚門 北四脚門 浴室 本坊  
 四圍築地

第十三 塔頭寺院

九五

第十四 當寺略年表

九六

第十五 當寺年中行事

一六

第十六 當寺靈寶目錄

一二二

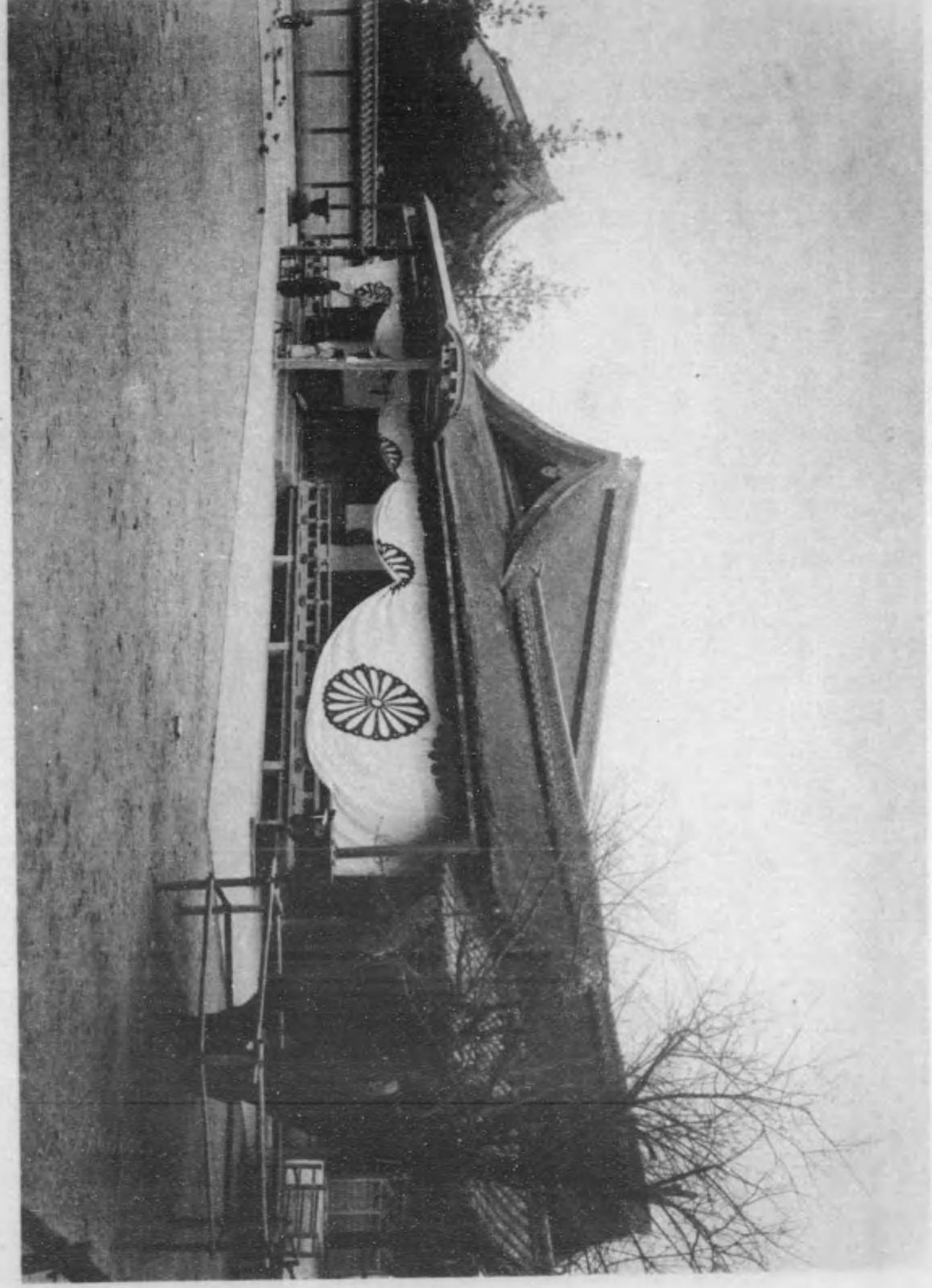
第十七 當寺古文書目錄

一三九

(附記) 表紙圖案は靈元天皇御寄附の健陀穀子の御袈裟の模様なり

(物建特) 堂影御師大祖高

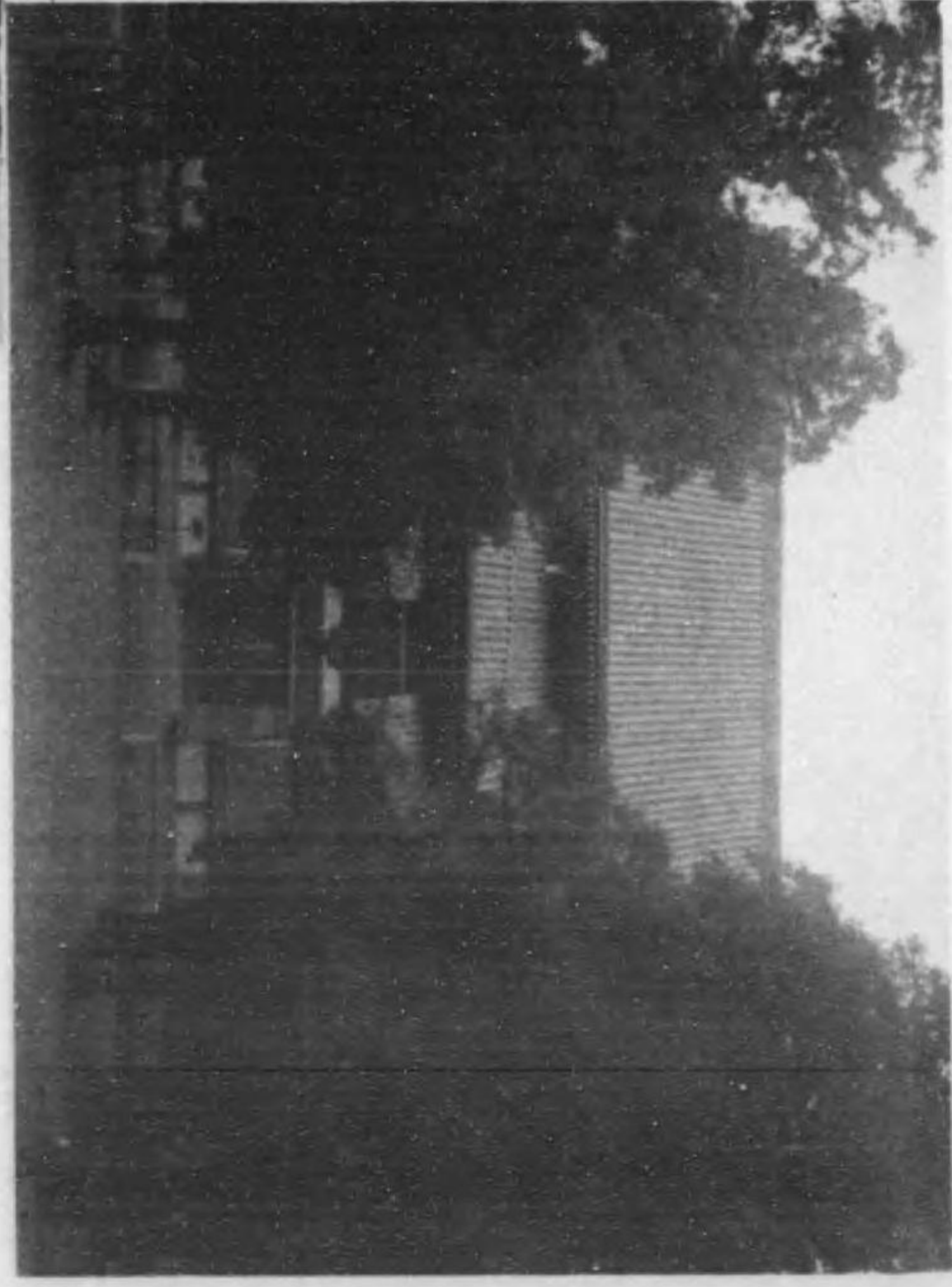
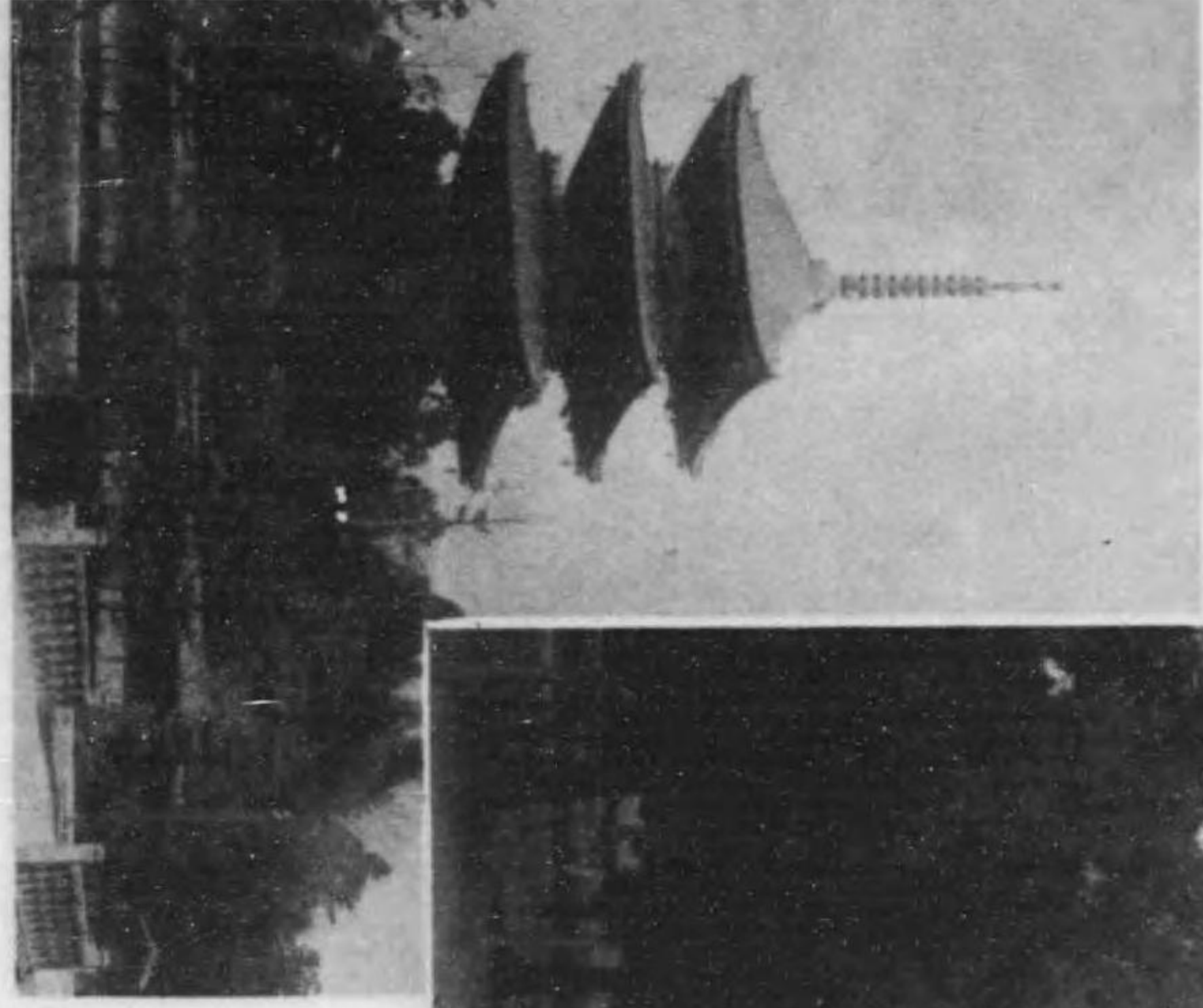




高取大正神社 (静嘉堂)

(物建特) 建再公頼秀臣豊 堂 金

(物建特) 建再公光家川徳 塔大重五

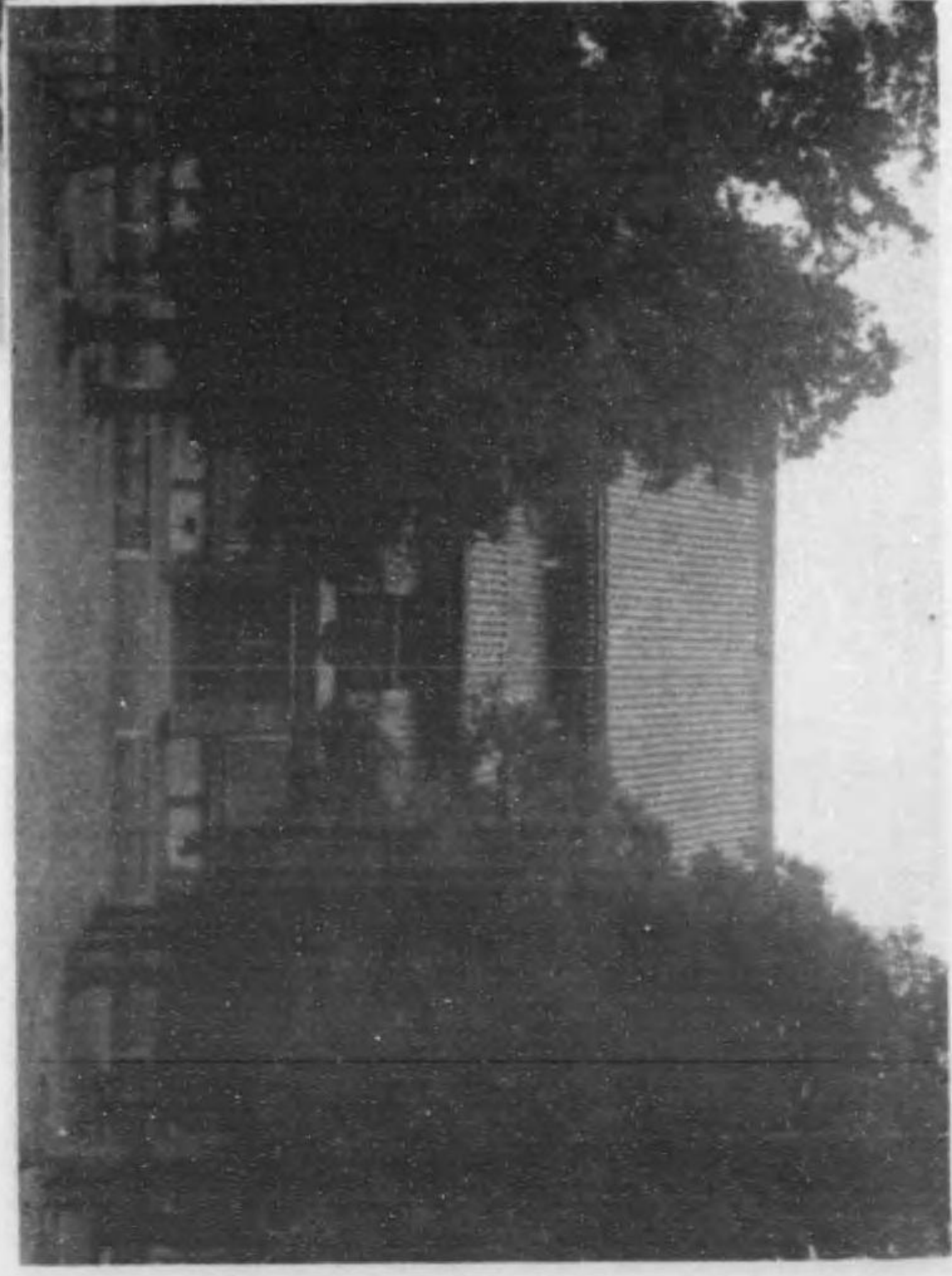
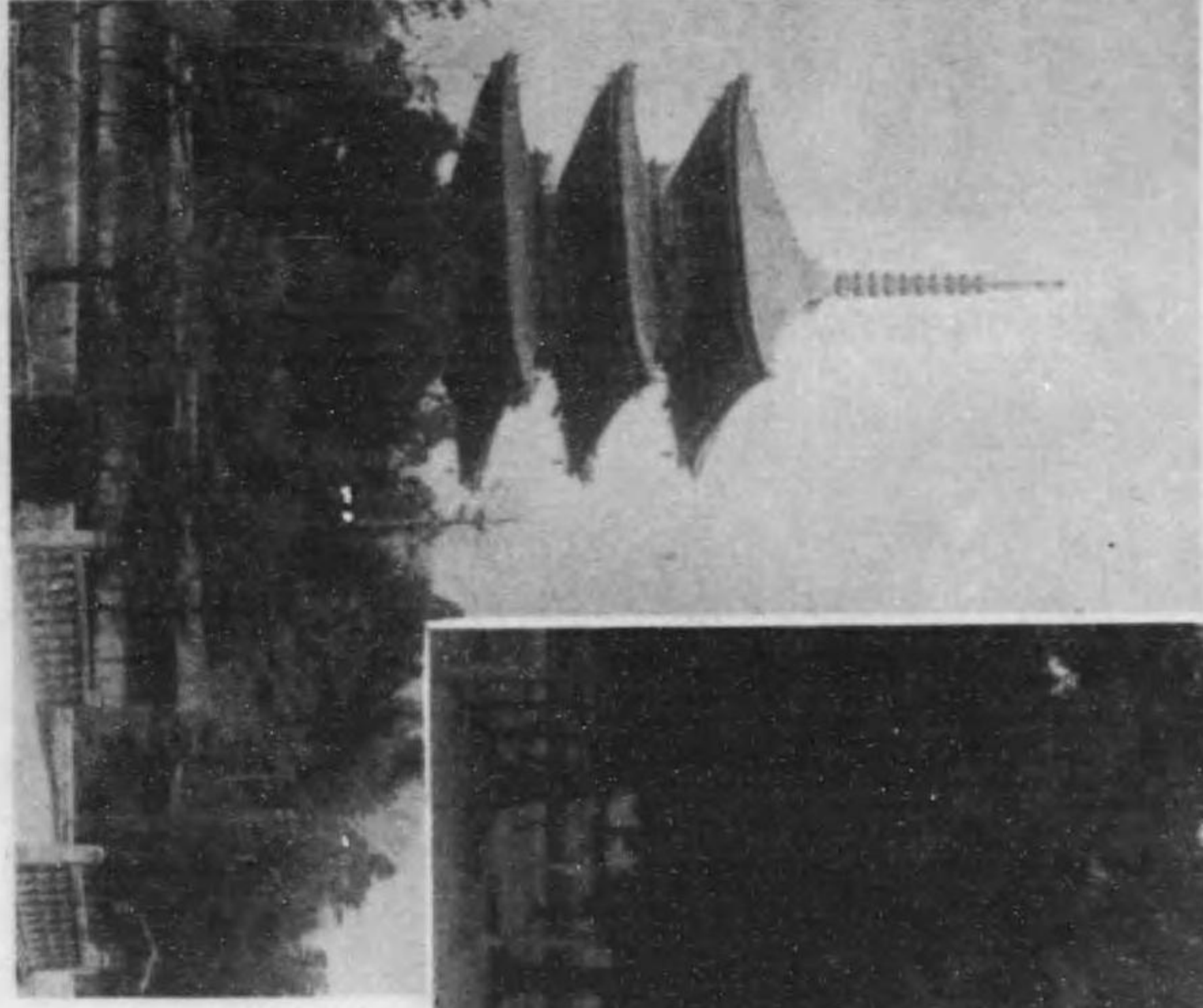


金堂 豊田秀謙公再藝 (林猷紳)

正重大叡 藤川宗光公再藝 (林猷紳)

(物建特) 物建の時當創草御寺當 門花蓮

坊 本 寺 東

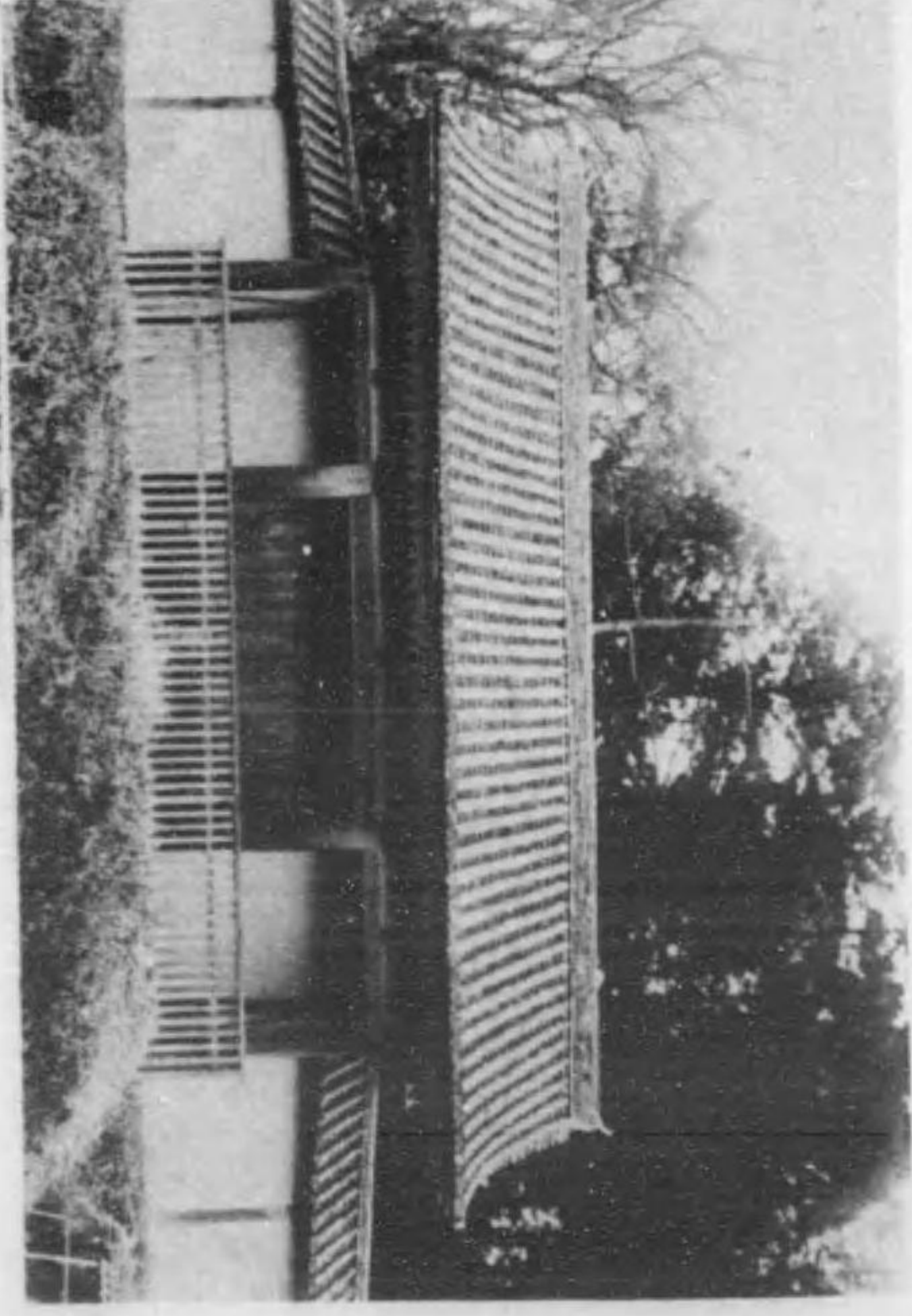


蕨 芥 門 當 寺 崎 草 陰 當 却 の 藝 妙 ( 林 藝 社 )

東 本 寺

(物建特) 物建の時當創草御寺當 門花蓮

坊 本 寺 東



蕪荅門 當寺嶺草原當和の藝殿 (林藝殿)

東 寺 本 社

不動明王 講堂安置木像

弘法大師御作 (國寶)





不應即王 齋堂安置木翁

原寺大補繪并 (國寶)

龍猛菩薩御影像 (七祖七幅の二)

弘法大師御真筆 (國寶)



原表大崎崎真筆(國寛)

讀益苦齋吟影(乃圃乃龍の二)

日 天 (十二天十二幅の一) (國寶)

宅磨勝賀筆



日  
天  
(十二天十二神の一) (圖寶)

宇  
澤  
彌  
實  
筆

降三世明王  
(五大尊五幅の一)(國寶)



綱三卅四王 (正大尊正師の二) (圖覽)

宗祖弘法大師御影像 國寶

後宇多天皇御宸翰

贊文は宗祖大師が末徒の指針として書き遺し給へる御遺告文の一節なり





後宇多天皇御宸翰御立願文 (國寶)

後宇多法皇御尊影



敬白 東寺興隆係事  
 一 以依願備公丈住持事  
 始其意故奉事  
 右 應子其維末奉事二夏九月御  
 大日經疏解明作所於高祖御  
 下令讀法其全之應奉十三元  
 當奉事住持六年又奉廣佛  
 高祖門定丁作用請守修果  
 廣在奉事奉事之夏月於在奉  
 六皆後者四本之誤可定之  
 名也  
 一 可奉三三住持信右  
 右時依到奉事奉事丁思其  
 一 沖聖事于皇新傳事  
 右 以山口保德信事丁初之  
 其法外之奉事奉事奉事  
 行之  
 一 可守五言處住信四持事  
 一 可之靈錄達新取事  
 一 鎮守六德符引三在信  
 三除其六度而業信以  
 信信丁思其錄錄事奉事  
 右 為奉事一宗其奉事丁  
 以奉事以之夏也但奉事奉  
 內三之其錄其奉事奉事奉  
 會三之夏十月其奉事奉事  
 六奉事奉事奉事奉事奉事  
 則其奉事奉事奉事奉事

對宇多天皇論京師立願文 (圖寶)

對宇多天皇論尊德

筆御師大法弘 經嚴華と經徳功土佛

Vertical columns of text on the left page, appearing as a dark, high-contrast scan of a document page.

Vertical columns of text on the right page, appearing as a dark, high-contrast scan of a document page.

華羅庚先生心史

華羅庚先生心史

筆真御師大法私 節一の銘碑池田益州和大

上 同 節一の語跋詩喻十

人子家  
 其之字  
 古名  
 神林  
 乃河  
 河名  
 而流  
 臻率  
 亂亂

大和昭憲田  
 碑銘并序  
 聖元編覽  
 昭憲  
 其亦城聖  
 在下縣上  
 深淵亦此  
 上河橋  
 路中  
 嘉生  
 吉地  
 陶流  
 海  
 皇  
 意  
 中

大味所益田所轉濤の一一詣 皇始大朝時真筆

十 劍 精 翅 番 の 一 詣 回 上

節一の文告遺御師大法弘祖宗

(寶 國) 筆真御師大祖高





高祖大御師消息交(寶國)  
御消息三枚の内二枚

忽被招去之館陶尔  
 御香雨果及左衛士  
 皆着书状之范范  
 祀週之法係指朝  
 被週之法期格重  
 母也而事以之  
 招適也工  
 本圖十言  
 皇皇元氣波之馬物  
 壽以之未也限言  
 者皇皇之一般一  
 中曰拂是持安  
 而立其持是之  
 山披石川而大流  
 湯河兒中意加  
 仁上臨不備持  
 吉未也波之取持  
 者皇皇美矣也  
 受分一沙之  
 皇皇  
 皇皇  
 皇皇

高 臨 大 禱 嘯 背 息 交 (圖 寶)

嘯 背 息 三 對 丙 二 對

(實國) 翰宸御の請奉利舍佛皇天醐醍後

(實國) 翰宸御の納返利舍佛皇天嚴光後

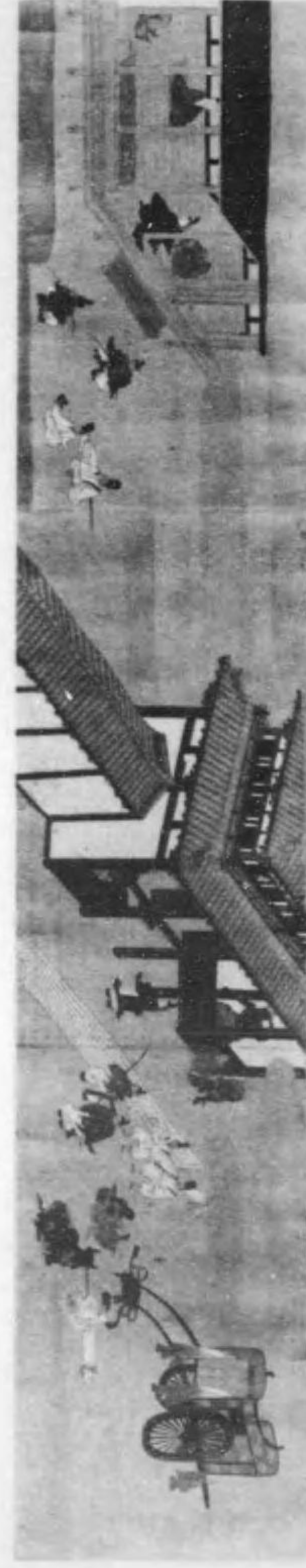
正中元年十二月十日  
 甲申七粒奉請之旨  
 國家冬春和計利生  
 之已而取之於不可  
 例而後之甲者取不  
 之奉請不之過し由  
 之粒也依之天下實  
 朝家鎮護再議後也  
 願其慮取之不可也  
 證者矣

貞治二年六月八日奉請  
 東寺佛舍利以次奉  
 寺安重佛舍利 振子寺一  
 粒 舍利有之細而取之  
 也 更不可也他散之  
 故託之其後分之也依  
 其混和而加之本意也

對顯關天皇時舍味奉請の嚙齋辭 (圖實)

對光胤天皇時舍味奉請の嚙齋辭 (圖實)

高祖大師行狀記 (寶園) 土佐光信筆  
(東寺勅給と講堂起立)



高麗大禪行狀隨(圖寶)土對光言華

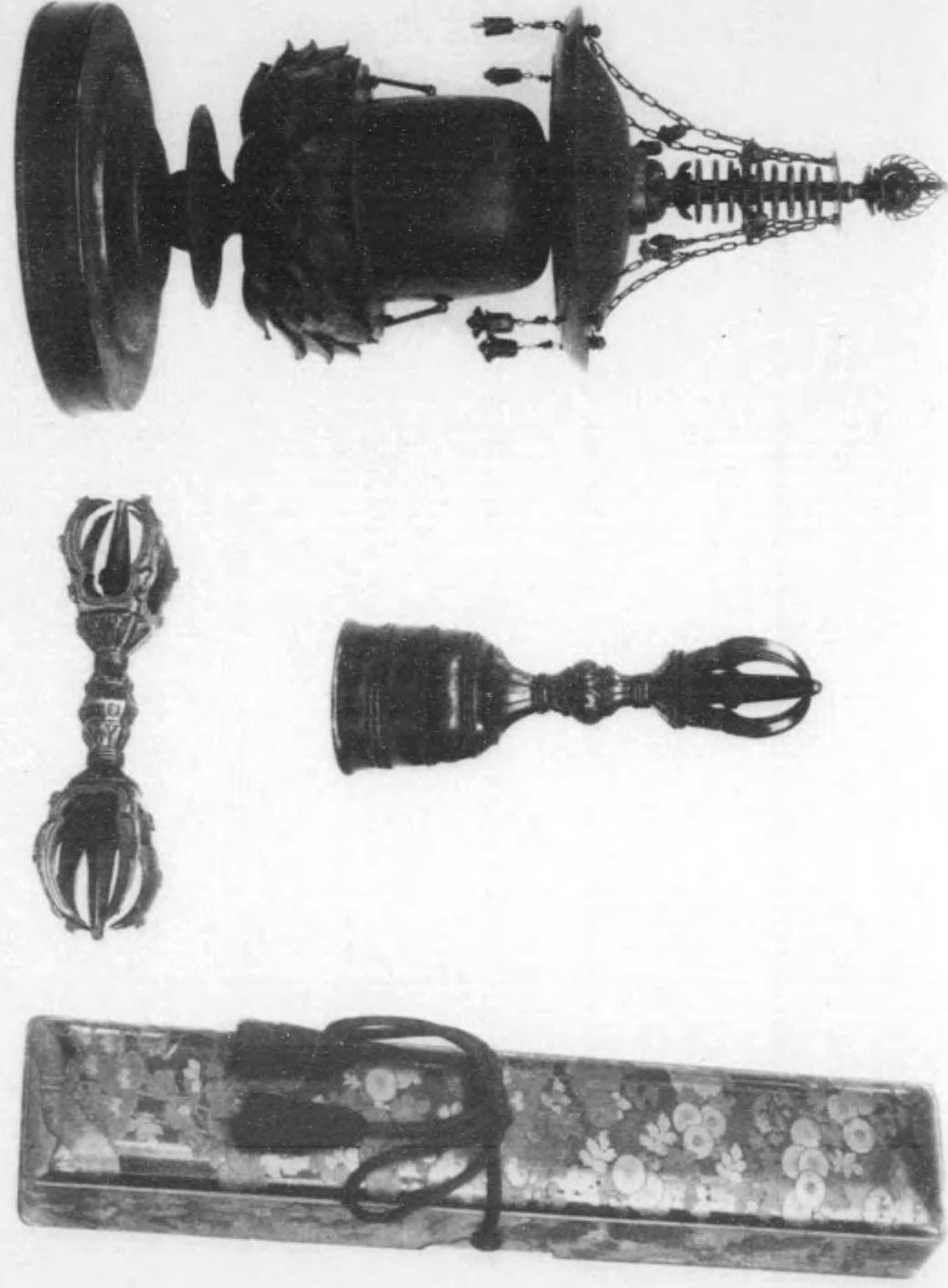
(東寺棟條と精堂建立)

御舍利塔鈴杵五股杵

宗祖弘法大師御請來法器一十點の内

御祖遺告の文箱 (金鈔梨子地)





宗廟會所器用正類并

宗廟正器大禮器用正類并

宗廟會所器用正類并 (金銀漆干紙)

# 東寺沿革略誌

山本忍 梁著



第一

桓武天皇の御草創と大師に勅給

東寺は九重無雙の靈場にして、三密上乘の本源なり。其草創は、桓武天皇延暦十三年甲戌、平安遷都の後、同十五年丙子、大納言伊勢人を造寺の長官として、近々は左右二京の鎮護、遠くは日本一洲の衛護として、大内裏の南門たる羅城門の東西に、兩大寺を建立せしめ給へり。東寺は實に其一なり。爾來千百有餘年後の今日に至るまで、鎮護國家の靈庭として、歷代聖帝の叙信力の深高なりしと、速疾頓成の法益屢々顯發して、天下の耳目を聳動せしとは、俱に當山所藏の舊記に據りて瞭かなり。平安朝初期に於て、一朝の崇敬頗る厚く、國家との關係極めて緊密なりし事は、嵯峨帝の弘仁十三年十一月二十七日、東寺に田地を施入する、左の符文に依りて知る可し。

第一 桓武天皇の御草創と大師に勅給

弘仁の符  
文

嵯峨帝大  
師に勅給  
御記文

第一 桓武天皇の御草創と大師に勅給  
二  
以代々國王爲我寺檀越若伽藍興復、天下興復、伽藍衰弊、天下衰弊、若有無道之主邪賊之臣若犯違、若破障者、是人必得破辱三世諸佛一切賢聖之罪十方諸天、率土神明、共起大禍永滅子孫若不犯違、敬勤行者、世々累福子孫繁昌、共出塵域必登覺岸云々

弘仁十四年正月十九日に至り、嵯峨帝の勅を奉して、藤原良房朝臣來りて、東寺を宗祖弘法大師に付屬し給へり。大師の御記に、弘仁帝皇、給ふに東寺を以てす、歡喜に勝へず、秘密の道場と成る。努力、々々、他人を雜住せしむる事勿れ、此れ狭心に非ず、眞を護るの謀なり。圓かなりと雖も、妙法五千の分に非ず、廣しと雖も、東寺異類の地に非ず、何を以て之を言はん、去弘仁十四年正月十九日、東寺を以て永く少僧に預け給ふ。勅使は藤原良房公卿なり。勅書別に在り、即ち眞言密教の庭と爲すこと既に畢る。師資相傳の道場と爲すものなり等とあるは、勅給を語り給へる御文なり。弘仁帝皇の勅給に因りて、東

根本道場

御請來の  
法具を大  
經藏に安  
置す

當寺定額  
僧

同符文

寺は金胎兩部理智不二の根本法城となり、即俗而眞の妙諦を講宣流布し、國家を鎮護し、皇威を發揚する深妙典を奉修する、海内無比の金剛道場となるに至れり。從て高祖大師は延曆の末葉、命を銜んで入唐し、長安青龍寺の惠果阿闍梨より相承し給へる、三國傳來の本尊、佛舍利、佛具、其他一宗の生命とも申す可き、重要な寶器は、悉く東寺の大寶庫に納め奉りて、天照大神の御苗裔を、三大僧祇の後年に傳へ、密教の惠命を龍華の三庭に傳ふるの靈寶と遊ばされたり。此等の寶器は卷末に列記する如く、今尙當山の寶庫に安置し奉る。

## 第二 寺門の興廢と國運の消長

嵯峨帝既に東寺を以て、密教を流傳して、國家を衛護するの根本道場と定められしかば、次で弘仁十四年十一月二日、官符を下して、當山に五十口の定額僧を置き、眞言宗の經律論三藏を修學せしめて、其法脈の紹隆に氣慮を注がせ給ひたるは、仰くもいと尊き御事と謂ふ可し。該符文に云く、

右大臣宣奉勅件寺令住眞言宗僧五十人海公乘坏訪道傳秘密之

眞言杖錫安禪持神咒之妙力又夫東寺者 遷都之始 爲鎮護國家柏原之先朝所建也乞察此狀率僧徒等讚揚眞教轉禍修福鎮護國家者云々

密教不共の勝地

法身金口の説法は、卽事而眞を宗體とし、大日普門の萬徳は、除暗遍照速疾頓成を以て、立致とす。此の幽玄眞實の教域に立脚して、東寺を觀れば、該寺が密教相應不共の勝地にして、海内最勝の鎮護國家の道場たる事は、容易に窺知する事を得べし。高祖大師の御記文に云く、

御記文

東寺是密教相應之勝地、馬臺鎮護之眼目、歸而敬者、王化照明、花夷大平、怠而不崇、朝有妖害國有災亂、天下可有<sup>二</sup>大亂<sup>一</sup>者、東寺先可<sup>二</sup>荒廢<sup>一</sup>云々

餘寺に卓越

欽明天皇の十三年に、佛教我國に渡來してより今日に至るまでの、佛教寺院は、殆ど數量を絶するの概あるも、未だ當山の如く、前掲の弘仁符文、并に大師の御記文に示し給へる如き、寺門の興廢を以て、天下の盛衰に比せられたるもの

果實法印の説

ありしを聞かず。大師の御記文が、虚構の空文にあらずして、後世を洞觀指摘せる眞實語たる事を、東寺學派の權威にして、東密一家の明星として、今尙末徒崇敬の中心人物たる果實法印は、其名著東實記佛寶上卷に、次の如く記し給へり。抑々天下に大亂あるべくんば、東寺先づ荒廢す可し云々の記文に、驚き故事を案するに、保元平治の年、壽永承久の比、寺家の跡たらく、堂舎は傾危して、雨露を支へ難く、墻壁は頽落して、牛馬を禁し難し。僧侶は止住の便を失ひ、修學鑽仰の勤を闕く、只雉兔の棲となり、徒に旅人の路と成る。天下の騷亂、職として斯に由る。祖師の御記文宛も符契の如し。平家追討の後、文覺上人、深く再興の大願を發し、堂舎の修補を營むと雖も、塔婆築墻未だ其功を終らず。承久動亂の後、願行上人相續して、紹隆を致す。五重塔婆、四方築墻既に舊觀に復し訖る。前大僧正行遍、後宇多院古を慕ふて紹構を專にす、賴實法印、道我僧正、舊を追ふて、興隆を致す。之れに依りて、供僧は寺に住し、學徒は林を成す。而して頃年、人法漸く衰微す、只是れ天下の先兆なり。若し興復する事なくんば、世上豈に無爲ならん哉。誠に知る、一天の安全は、當寺

の興復に於り、四海の無爲は、自宗の擁護に任ずるものなりと。之れを近きに例せば、徳川の幕末、歐米各國の船舶、本邦の沿岸に來航してより、人心動搖して、國論二三に分れ、國內の動亂、漸く大ならんとせし際は、當山の狀態も亦、堂舎頽廢して、寺門の勢威、地に墜ちし時なりしは、當時の記録、並に今尙熾に巷間に傳ふる所なり。最近に至りて、舊觀に恢復するの兆を認むるに難からざるに至りしは、又以て、大師御記文の如義語たるを、證するものなりと謂ふ可きなり。

### 第三 教王護國寺の勅額

遍照尊の教法を、大日の本國に傳へ、天照尊の御苗裔を以て、鳥印の皇統と爲す。是れ依正相應し、眞俗冥會する自然の幽旨なり。根本高祖、御在唐の砌り、膽部州八萬四千聚洛の中に於て、密教相應の勝地を卜する爲めに、鈴杵を中天に投ず、一は東寺に落ち、他の二は高野山と、土佐國室戸山とに落つ。御歸朝の後、相尋ねて、大日の眞實教を弘め給ふとは、本朝神仙傳に載する所なり。

高祖大師當所を選で、秘教を奉安し、且又昔威光菩薩常に日宮に居して、阿修羅王の難を除きたる嘉躅に隨て、當山西院御影堂に於て、北面寶生如來の三昧地に住して、金輪聖王の福德を増進し、攝化衆生の大悲手を垂れさせ給ふは、齊しく往昔の悲願の大發動にて、徒然の事にはあらざるなり。從て當寺の位置が、羅城門の左にあり、東にあるを以て、或は左大寺と云ひ、東寺と稱するは、畢竟地理的方位上の通俗的見解にして、所謂本宗の隨緣説に約すれば、高祖壇建の因縁に起ると雖も、本有説に據らば、大日如來法爾の住處、自性法身自受法樂の道場たるなり。密教相應の勝地と爲す、自然の理、自然の名は、職として此れ之れに由るなり。

勅給後三年にして、天長二年に至り、淳和帝は、參議左大辨直世王を、勅使と爲し、參議右大辨伴宿禰國道を、檢校奉行として、大師と共に、講堂を建立させ給ふ。該堂内に安置し奉るは、仁王護國の曼荼羅にして、嚴修し奉るは、覺王華藏の秘法なり。二十一軀の尊容は、悉く高祖大師御彫刻の靈像にして、護國利民の秘佛なり。教王護國寺の勅額は、斯に淵源す。教王護國寺の勅額を

賜はりしは、實に淳和帝の天長二年四月二十日なり。之れに關し、大師の御記に云く、

夫以、大唐惠果大師、奉勅青龍寺師資相傳、元名大官道場然而大興善寺大阿闍梨耶、被勅爲秘密之場、改號青龍寺。方今准彼以東寺、可號教王護國寺、額、是既奉勅而已云々。

東寶記に云く、

倩案教王護國之寺號、專起大師建壇之因緣、所謂根本高祖、自刻仁王護國之尊像、被安當寺講堂之仁祠之故也。日本一州南北二京、諸寺諸山、未聞斯例國家鎮護之大本、誠無如當寺矣。

教王護國の寺號の意義は、一見極めて明瞭なるも、上述の外に、尙宗義に據れる寺傳説あるも、茲には略して他日に譲る事とせり。

#### 第四 俗諦門に於ける當寺の格式

寺格

當山所藏の舊記に據れば、自宗は勿論他宗にても、現今一宗一派の本山として、堂々法城を構へ、法鼓を打てる寺院も、曾ては當山末寺の班に列し、長者の願使を受けしもの鮮なからざるが如し。何分當山の歴史は、多年に亘り、事頗る廣汎に及ぶものなれば、寺格を周密に述ぶる事は、姑く措き、茲には唯だ其一端を説明する事とせり。

弘仁の符文

嵯峨帝の弘仁の符文には、

東寺破壊之時、壞日本國中大小伽藍、可加修理云々

天曆の符文

村上帝の天曆の符文には、

教王護國寺者、佛法目足、密宗立庭、不准餘寺、我朝以彼寺爲最頂云々とあり。

貞觀寺御記

又貞觀寺御記には、

夫帝都坤角、九條一坊、有一大伽藍號東寺爲鎮護國家可興密

教靈場也、とあり。

右の如き官符等は、一々列擧するの煩を避けて、約言すれば當山は、本朝七大寺の隨一にして、桓武帝の御創建し給ひし、鎮護國家の道場にして、密教根本の靈庭なり。高祖大師以來大師の御遺語に依りて、教王護國寺の住職は、眞言宗の長者なり。歴代の長者は、毎年正月八日より奉修あらせらるゝ宮中後七日御修法の大阿闍梨たる事も、高祖以來の恒例なり。歴代の長者には、親王あり、攝家あり、或は院家等ありて、公家の御待遇自から非一なりしは、申すまでも無し。塔頭諸寺院は、等しく正院家の御待遇にて、參内の節は虎間北側に着席して、小御所御中段に相進みて、天顔を拜するの例なりしが如し。武家政治の棟梁源頼朝公以來、將軍家に於ては准國主の格にて待遇し、寺領は悉く守護使不入の地にして、課役等は一切免せられたり。尙委細の事は、東寺と武門との條下を參看して知る可きなり。明治六年三月太政官より、眞言宗總本山とすべき旨、更めて達せらる。明治十二年に至り、一宗本末大會議の結果、教王護國寺住職を長者と稱し、宗制統一の管長と爲すに決せり。同三十三年、本宗各派

眞言宗長者

公家の御待遇

將軍家の御待遇

今日の當寺

分立の際は、醍醐、隨心院、勸修寺の三山と提携して、單稱部眞言宗と稱せしが、同四十年に至り、東寺派と公稱し、以て今日に至れり。然れども桓武天皇御草創の鎮護國家の道場、秘密眞言一乘發祥の靈庭にして、一宗の總本山たる名實は、古今に依りて渝る所なし。

第五 歴代帝皇の鎮護國家の大祈禱

教王護國の寺號は、淳和帝の講堂御建立に基因するは、上述の如くなるが、講堂の建築、佛像の彫刻、全くなり、入佛落慶供養の後は、歴代の帝皇、東寺の教風を敬仰し、仁王護國の秘法を叙信遊ばして、歴代の長者は勅を奉して、聖壽無窮、一天泰平、五穀成就、天變消除等の爲めに、此秘法を修し奉りし事は、殆ど毎年にして、枚擧に遑なし。有縁の道俗に結縁せしむる目的にて、二三の修例を記載する事とせり。

仁王經法

大師の御導師

淳和帝の天長年中、高祖大師勅に依りて、親しく導師となり、大師の長足實惠大徳は護摩壇師となり、眞濟大徳は十二天供師となり、眞雅僧正は聖天供師と

なりて、帝威倍增、海内無事、五穀成就、萬民豊樂の爲めに、講堂に道場を莊嚴して、仁王護國の秘法を嚴修し奉る。靈驗最も顯著にして、聖天後地を首め、百官百僚より下萬民に至るまで、此秘法に對し奉りて、欽仰崇敬惜かざりし事は、法三宮御記に據りて明かなり。爾來天長の嘉禰を洪範として、代々の天皇御即位の大典を舉行あらせられる毎に、講堂に於て仁王護國の秘法を修し奉る事は、當山の恒例となれり。今年當山の本末聯合して、講堂に仁王護國の秘法を修行し、以て今上陛下の御即位を奉祝するは、全く天長の佳例に則るものなり。

御即位と  
仁王經天變消除  
の御祈禱

天變消除の爲めに修せし例としては、後堀河帝の寛喜二年十二月二十一日、勅を奉じて、長者法務權僧正親嚴導師となり、法印權大僧都嚴海、權少僧都俊嚴、權律師宣嚴、阿闍梨親杲、次での如く護摩、十二天、聖天、神供の擔當にて、講堂に於て一七日の間、天變消除の爲めに、仁王の大法を修せらる。法益空しからずして、第五日に至り、客星忽然として消散す。結願の日勸賞の爲めに、當堂に阿闍梨三口を寄置あらせらる。當法會の奉行は、藏人左衛門權佐藤原信

四條天皇  
の御祈禱後深草天  
皇と此經  
法

盛なりき。當時の記に弘法大師國を鎮護する爲めに、講堂に於て御勤行以後、今度第二度なり始行の後、當第五日(二十五日)に至りて、天變客星忽ちに消へ畢る。一人百寮、殊に東寺の秘法に歸し、四衆萬民深く南天の餘風を仰ぐ。天下の美談、海内の勝蹟なり云々とあり。以て當時法益の顯著なりしを知る可し。四條天皇の天福元年十一月十日、親嚴大僧正勅を奉じて、一七日間天變消除の爲めに、講堂に於て仁王の秘法を修して、悉地成就す。其賞として嘉禰元年十二月十八日、護摩師法印權大僧都嚴海は、權僧正に任せらる。四條帝は護國仁王法の法益顯著なるに驚嘆し、爾來此法を敬信遊ばす事、いと御深厚にましかば、嘉禰二年八月六日親嚴大僧正、更に勅を奉じて、一七日の間鎮護國家の爲めに、之れを行し、翌年三月九日其賞として、住房たる密花園院に阿闍梨三口を置かせらる。曆仁元年十一月二十八日より一七日間四條帝の勅を奉じて、長者法務大僧正眞惠、一天泰平の爲に、之れを修し、其勸賞として東寺修造の爲めに、丹波國を寺家に付與あらせられたり。後深草帝は、護國教王の秘密佛乘を叙信遊ばして、建長四年十五口の供僧を、



弘安の敵  
國降伏

金堂、講堂、食堂、灌頂院、西院等に配置あらせられて、後、平惟忠卿を勅使として、天長の佳例に隨はせられて、鎮護國家の秘法を修せしめ給へり。又後宇多天皇の弘安四年、元主、皇威に怖れず、暴威に誇りて、大兵を動かして、西國の沿岸に來侵の際は、長者法務僧正定濟勅を奉して、六月二十二日より一七日の間、皇軍勝利、異國降伏の爲めに、調伏壇を構へて、仁王護國の大法を修す。靈驗嚴かにして、七月元の艦船は悉く覆没し、元兵海底の藻屑と消へ失せ、國難茲に歇み、天下泰平に復したれば、十二月十一日其賞として、多大の御下賜金等を拜受し、且又權少僧都通海は法印に叙せられたり。後醍醐帝の建武二年乙亥十一月二十一日より一七日の間、勅を奉じて長者法務僧正弘眞、天下泰平の爲めに、仁王護國の秘法を修行し奉る。勅使は藏人右少辨藤長なり、結願の日たる二十八日に、百座仁王會を講堂に行せらる、堂内には百佛の御影像を懸け奉り、各像前に香花、燈明、飲食を供へ、百人の僧衆を屈請し、各像前に講經供養す。總導師は寺務之を勤め、當山并に仁和醍醐の三山の僧衆は綱所の沙汰に依りて、參會す。法會の間舞樂あり、上卿は參議實治、

建武皇帝  
の百座仁  
王會

仁王經と  
國家

奉行は右少辨藤長にして、法筵極めて盛儀なりしと言ふ。

海内無比、優勝尊高の教王護國の道場にては、聖上陛下御即位の大典毎に、必ず弘法大師天長の先蹤に隨て、仁王護國の秘法を修して、名詮自性の實を失はざらしむるに努む。謹で經軌の御説を案するに、所謂萬世一系の皇統を榮へしむるに、盡未來際を期し、金甌無缺の國體を永恒に保維し、國力を充實し、列國と國際場裡に馳驅して、能く國威の尊嚴を保ち得るに、陰に、陽に多大の利益を齎すものは、仁王護國の秘法に加くものなし。斯秘術は、獨り我が東寺一門の傳ふる所にして、眞言一家不二の妙典なり。

大師の表に 摧滅七難、調和四時、護國護家安己安他、斯道  
秘妙之典也。とあるは之を示し給へるものなり

又上述の如く、此秘法を除災爲福の種々の事に修して、靈驗あるは、果實法印の破邪顯正論に、

每國有突於此道場修彼秘法、天長年中、高祖大師、奉勅於當

堂從被修件法以來、或妖星出現、或異國襲來每度、無不施法  
驗云々 ところあるに徴して、知る可し。

孔雀經法の修例

仁王護國の大法の外に、當山に於て歴代皇帝の勅命に依りて、度々修し奉りし秘法は、孔雀經法なり。此經たるや、唐の大曆六年に勅命を奉じて、不空三藏が上都内道場に於て、翻譯せしものにして、高祖入唐御歸朝の際、御請來せしものなり。此秘法は天長以後、神泉苑仁壽殿等に於て、主として祈雨の爲めに修せられ、時には御惱平愈、御産安泰等の爲めに、修せられたり。當山に於ける御修例の一斑を記せば、白河帝の永保二年七月旱澇の災、天下に瀰漫して、諸民の苦しむ事一方ならざるの時、長者信寛僧正、勅を奉じて、當山に於て祈雨の爲めに、孔雀經法を修す。七月二十八日より一七日の間、修せしも降雨なかりしかば、高祖大師の御持本たりし孔雀經を、仁和寺の宮に申請して、祈雨の道場に奉渡の後は、法益顯發して、八月七日の晡時より八日の終るまで、大雨ありて、萬物悉く蘇生の色を表はす。陛下に於かせられては、叙感斜ならず、八日直ちに藏人辨伊家を、當山修法の壇に差遣遊ばして、長者其他の供僧に、

白河天皇の祈雨の御

祈雨の賞

康和の請

牛車の宣

御不豫の

賀辭を傳へさせらる。十日又降雨、十三日に至りて結願す。八月二十一日に長者は祈雨の賞として、輦車の宣旨を蒙り、其弟子嚴覺は、護摩壇師を務めたるの功に依りて、法橋に叙せられたり。堀河帝の寛治三年五月二十一日より一七日の間、炎旱に依りて、長者定賢法務東寺に於て、孔雀經法を修し奉る。修中大雨ありて、大旱の災禍消散せしかば、其賞として長者は權大僧都に任せられたり。同帝の康和三年七月二十九日より、長者經範法務、祈雨の爲めに、孔雀經法を東寺灌頂院道場に修す。第四日目の終夜降雨ありて、賀雨勅使御差遣の榮を蒙り、尙且八月八日には、種々の賞品を賜る。崇徳帝の大治五年七月十五日、後堀河帝の保元二年七月十六日には、共に祈雨の爲めに、時の長者は勅を奉して、東寺に於て孔雀經法を修す、法驗修中に顯はれて、其賞として或は牛車の宣旨を蒙り、或は伽藍に阿闍梨を加置あらせられるの恩命に浴す。實に東寺一門の三寶の妙花と申す可きなり。其後高倉帝の安元二年七月十五日、仙洞御祈の爲めに、長者禎喜大僧正は、伴僧二十口を率ひて、東寺西院道場に於て孔雀經法を修す。同晦日結願す。十月

七日其賞として、阿闍梨五口を西院に置かせられ、更に又伽藍堂舎の朽損せる箇所に修造を加ふ可きの恩命に接す。同大僧正は治承四年七月二十八日より二週間、新院御祈の爲めに、同じく西院に孔雀經法を修す。修中に御惱平愈す。結願の八月十二日に其賞を蒙る。爾來歴代の聖帝。祈雨其他の爲めに、孔雀經法を修せしめ給ひし事は、實に枚擧するに遑なし。

御歴代聖帝の勅を奉して、累代の長者、鎮護國家の靈庭に道場を構へて、孔雀經法を修し、修する毎に、揭焉の靈驗を施して、護國民民の實を顯はすは、此法の甚深殊勝に因ると雖も、又以て陛下が歸依を秘密最上の教法に致し、叙慮を神龍精舎の密壇に専ら注かせ給ふに縁る。所謂眞言不思議の加持力なり。茲を以て我國には、密教渡來以前に於ける、堯代九年の洪水、湯代七載の旱魃の如き、大災禍未だありしを聞かす。護國民民の功は、眞言の智水に任せ、天長地久の籌計は、秘密の清風に扇ぐ、金輪の聖徳、至つて廣大なりと申す可きなり。

護國民民  
と此法

## 第六 秘密灌頂に帝皇の御入壇

灌頂院建  
立

承和二年三月二十一日、高祖大師高野山に入定留身の後、東寺の長者實惠大徳は、大師の御遺語に依り、轉迷開悟の捷徑、佛果悟入の妙藥たる、三部五智の功德水に、廣く道俗を均霑せしめて、生死の劇苦を除滅し、大日覺王の境界に到達せしめんが爲めに、南天の風範に則り、當山の西南隅に、灌頂院を建立して、春秋二季の灌頂を修せらるゝに至れり。仁明帝の承和十年十一月十六日、國家の爲めに東寺に於て眞言宗傳法の職位を定め、并に結縁灌頂を修す可きの、太政官符下りしより、百花皆榮ゆるの春と、草木實を結ぶの秋との兩節に、聖天後地を首め、瓊枝玉葉、公卿太夫、道俗男女を論せず、灌頂院道場に於て、生死界を出離し、密嚴華藏世界に超入するの秘術たる灌頂を授かるもの頻出するに至れり。從て當山の灌頂修行は、仁明帝承和の勅裁に淵源するものなり。灌頂は傳法と、結縁との二種に大別せらる。承和勅裁の文に據れば、傳法灌頂は、阿闍梨位を授與するの最大秘事なれば、受者淨菩提心開發の程度を考査し

勅裁灌頂

傳法と結  
縁

て、所謂學兩部に精通し、三密を觀豁して、僧侶の師範となるに足る、器量高德の者ならば、東寺別當相署奏問に及び、報答を享けし後、東寺長者はじめて授くるの、最大重要の儀式なり。結縁灌頂は、秘密の法水に浴せん事を渴仰するものには、男女貴賤を問はず、授くる所の通俗的のものなり。兩者共灌頂の大阿闍梨となるは、東寺の長者なり。更に進んで、帝皇御入壇の二三の例を擧げ奉れば、弘仁十三年には、平城太上天皇、同十四年には、嵯峨天皇、共に大師より灌頂を受けさせられ、三密の法門を御修行に相成りしより以後は、一人三公之を敬崇して、師と爲し、四衆萬民之れに依りて、足を接するに至れり。延喜元年十二月十三日、宇多太上天皇には、長者法務僧正益信を大阿闍梨として、當山灌頂院道場に於て、傳法灌頂の職位を受けさせらる。色衆八十三口にして、親王公卿、侍臣百僚、威儀扈從して、濟々たりし由、當時の記事に委細なり。

圓融法皇は、永延二年十月二十九日、當山に於て三昧耶戒を受けさせられ、次で一條帝の永祚元年己丑三月九日庚寅星宿に、延喜の前蹤に隨て、灌頂院道場に

平城嵯峨  
兩帝御入壇

宇多天皇  
御入壇

圓融天皇  
御入壇

於て、長者法務大僧正寬朝を大阿闍梨として、兩部灌頂の職位を受けさせらる。色衆八十三口にして、左大臣雅信公己下、公卿十四人其他散位、公達盡員供奉す。自餘は悉く宇多上皇御入壇の時と同様なり。

後宇多法皇には、後二條帝の徳治三年戊申正月二十六日丙戌虛宿に、延喜永延の佳例に依りて、灌頂院道場に於て、長者眞光院大僧正禪助を大阿闍梨として、御灌頂を受けさせらる。教授は龜山天皇の御子無品法親王性融、嘆徳は、同御子無品法親王聖雲、以下色衆八十四口、持幡僧二人、威儀僧八人、弟子十人なり。而して散花行道あり。當日供奉せしは、中務卿尊治親王を首め、堀川右大將具守、土御門中納言雅長、平宰相惟輔、朝臣、殿上人は、仲親朝臣、爲藤朝臣等にして、後朝供奉の公卿は、親王、右大將、六條大納言有房、中納言中將忠房、平宰相惟輔等の方々にして、公卿雲客の威儀扈從せし事は、延喜永延の佳例と同様なりき。

後宇多天皇宸筆御記に、

暨徳治三年春正月二十六日、排東寺灌頂院、任延喜嘉躅、屈

後宇多天  
皇御入壇

御靈瑞

八十餘僧、受傳法灌頂阿闍梨職位於前大僧正、加行間、於當寺勵精進力靈瑞屢示冥應揭焉。當日入壇時尅、地震動、天現光耀、自爾以降、彌勵修練、守高祖遺訓、堅持顯密二戒云々と、御入壇當日の御模様を載せ給へり。

榮海僧正  
勅奏

法皇御入壇の時、靈瑞ありし御事に關しては、法皇御入壇の時、持花衆の一人として参列せし、榮海僧正の直話を、杲實法印は、其著東實記第四卷に載せて云く、法皇御入壇の時、種々の靈瑞あり。就中初夜の時、内道場に入らせらるる時、地大に震動す。御出堂の後、先例の有無を諸流の輩に御下問あらせらるると雖も、勅奏未だ明瞭ならざりしかば、予榮海不空三藏、唐の玄宗皇帝の天寶年中に、開元寺に於て、僧弟子含光、俗弟子李元琮に、五部灌頂、并に金剛界大漫荼羅法を授けらるゝ時、道場の地大に動く。其時三藏弟子等を稱嘆して云く、是れ汝等信心の白淨濃厚なるに因ると、仰せられたる故事を引き、法成就の嘉瑞なりと、伏奏し奉れば、叙感極まりなかりしと、記せり。法皇御入壇

の際に、種々の靈瑞ありし事は、當山所藏の法皇御入壇記に、委細に沙汰せり。實に灌頂は、佛の心肝、國の靈寶にして、近くは四海を安んし、遠くは菩提を求むの秘術なりとの、高祖大師の御垂訓、宜へなりと申すべきなり。

### 第七 歴代帝皇と東寺の教風

御歴代  
當寺

桓武帝以來、御歴代の帝皇は、東寺三寶の紹隆に、叙慮を注がせ給ひて、或は朽損せる伽藍を修理し、堂舎を御建立あらせられ、或は又寺領を施入し、供僧を寄置あらせられて、只管三密頓證の教を以て、護國利民の秘術と叙信遊はされたり。即ち建久には、播磨備中等の十一箇國の正税を寄せられ、弘安には佐渡國、永仁には下野國、正安には安藝國、康永には常陸國、此の外莊園、關所、棟別等を施入して、御鄭重の叙願を遂げさせ給へり。御歴代天皇の東寺興隆に致されたる、妙方の一端を記し奉りて、擁護神の倍增法樂に供し奉らんとす。

白河帝に於かせられては、鎮護國家の靈庭を紹隆するの叙慮いと厚く、承保二年八月六日には、榮爵一人を給ひ、其叙料を以て灌頂院曼荼羅、并に經藏、食

白河天皇

堂、阿闍梨房中門等の朽損破壊せる點に、修理を加へしめ給ひ、後三年を経て、同四年十一月四日、更に榮爵三人を下され、其贖勞を以て、大破せる中門修造不足の料に宛て行はせられ、更に又、永保元年七月二日には、榮爵二人を賜ひて、修造の御沙汰あらせられて、頽落せる食堂を舊觀に復せしめらる。其後應德三年十月二十日には、後冷泉天皇の天喜三年八月二十三日雷火にて焼失せし、五重大塔の再建成就せしかば、四十三口の淨侶を囑して、塔婆供養の大法會を御修行あらせられたり。其御願文は左の如し。

大塔供養  
御願文

應德塔供養御願文

盖聞道樹華發、遍薰曼荼之林、心蓮水澄、廣播菩提之種幽微之旨、不可得稱者也、夫東寺者、弘法大師、奉勅弘仁年中所興隆也、大師初飛三杵於鼈海之西畔、遙卜我朝之勝形、後賜仁祠於鳳城之南頭、長傳此地之大法、降及元慶、更造塔婆、五智灌頂之水、被八挺、而普霑三密加持之風、包百玉而遠扇、

誠是一人之所倚賴、抑亦兆庶之所具瞻、去天喜三年八月二十三日、雷火忽震、雁塔爲灰、似昇九霄而不歸、奈何重雲之昔日、疑乘遠空而忽去、孰與永寧之古風、唯感佛像之纒免煙、猶恨基趾之空有地、方今新降渙汗之命、始營土木之功、五層之構二年而成、金鐸鳴風、聲振半天之境、玉輪納月、影挿五雲之衢、爰訪佳辰於定星之候、倫良曜於小雪之月、重複舊儀、更安前佛、便囑六七之僧徒、敬修秘密之供養、龍樹馬鳴雁行於鳳幡之下、青緹紫綬、羅列於繡戸之前、香煙香雨滿空、色欲之天人、併至、銀字玉管之動地、三千之世界盡驚、以此功德普皆廻施、皇綱无紊猶大山而四維焉、王澤惟深、契長河之一清矣、天孫之岳不騫、與乾坤爭久、帝子之星彌朗、與日月俱懸、於戲材非一幹、功是積善、鴛鴦瓦上、驗萬歲千秋之文虬龍壤

中、定有天下泰平之字、椒房槐門、同受松柏之壽、花袞縵緒、皆保錢鏗之齡、近自子城、遠至孫水、家々忘煙塵之警、年々考農稔之槃、乃至法界衆生平等利益、敬白。

應徳三年十月二十日。

堀川天皇

堀河帝に於かせられては、後三條帝が、延久三年に、藤原惟盛、同經遠、紀守助の三人の榮爵を給ひ、其贖勞を以て、灌頂院、灌頂堂に、大修理を加へられたるに準して、其御宇長治二年六月二十三日、榮爵五人を賜ひて、其叙料を以て、灌頂堂、并に禮堂、築垣等の破損せる箇所に、修理を加へられしかは、本宗樞要の勅裁灌頂は、何の支障もなく、嚴重に行はるゝに至れり。其後嘉承二年三月十九日には、阿波守藤原朝臣忠長を修造奉行として、金堂并に五重大塔の修造をなさしめて、弘仁往觸を追慕するの叙情を示し給へるは、いと尊き御事と謂ふ可し。

後宇多天皇

後宇多帝は、特に三密の教風に歸依し、當寺の仁祠を紹隆あらせられし事、頗

西院に御參籠

十五箇寺御創建

御立願

る著明なるものあり。御宸筆に成れる懃懃の叙願、御鄭重なる勅書等は、今尙當山大寶庫に安置し奉る所なり。先づ其大體を述べ奉れば、徳治年中、當山西院に於て、四度如行を御修行の上、既に述べ奉りし如く、徳治三年正月二十六日延喜の嘉躅に隨ひて、傳法灌頂阿闍梨職位を禪助大僧正に受けさせらる。寺傳に據れば、延慶元年正月五日より三ヶ年間當山に御駐叢、大師御在世の住房たる西院を以て、常の御所と定められて、本宗事教二相の御研究と、堂舎の修理は勿論、觀智院等の十五ヶの塔頭寺院を新に御建立遊はし、許多の領地を永く東寺の三寶に施入して、未來際に亘りて、斷廢すべからざるの叙旨を賜はる。實に明世の嘉模にして、東寺一門の光榮と申し奉るべきなり。更に細に入りて述べれば、世に御起請符と申して尊重する、徳治二年二月十二日、法皇親ら西院大師御影前に、御啓白あらせられし御立願の文、敬白東寺興隆條々事、の最初に、修學僧五十人を以て、東寺に住せしめて、眞言教義を紹隆せしむ可き事の一ヶ條を置き給ひ、本寺を崇重するの叙慮にて、五十人の學衆の内、三十人は當寺の常住僧を採り、二十人は廣く高祖の門資に涉りて、諸

密教と國

寺にて器量高德の者を擇用すべき事を仰せらる。又第六條の御下には、一夏九旬の講學を置き給ひて、前の條々を以て、東寺一家の大業と爲し、必ず此業を爲し遂く可きの由を御啓白あらせらる。更に又法皇が徳治二年二月十二日、北條師時に下せし勅書の灌頂無爲果遂之條の御下には、生前の本懐已に満足し畢る。此上は密教を修行し、彌、鎮護國家の懇祈を専らにす可し。且又武威安全、長久運命は、併せて他力を假らす、丹誠を抽す可し云々と仰せらる。是れ法皇が鎮護國家の大業には、無時暫忘的に叡慮を注かせ給ひ、又此大業は、即事而眞の宗體を顯彰し、凡聖不二の妙諦を宣説するを以て、最も捷徑と思召し給ひしに據る。

莊園御施

偕て又法皇が正和二年十二月、東寺に莊園敷地等を施入あらせられし狀の中に、山城國拜師庄、上桂庄、播摩國矢野例名、八條院町十三箇所、委細に之れを注略す。右莊園敷地等未來際を限りて、當寺に施入するものなり。方々相傳して相違なきの地なり。密教の惠命をして龍華の三庭に繼がしめんが爲めに、施入する事既に訖る。長者執行等と雖も、口入の限りに非ず、供僧、學衆、依怙

眞俗一致の詔

御遺詔

の爲めに、寺院興隆の爲めに之れを施入す。管領人の貪利の爲めの故には非ざるなり。此紹隆の力を以て、國家安全、天下泰平に廻らし奉るなり。更に我人執あるに非ず、供僧、學衆等此意を知りて、平等懇懃の懇念を以て、天長地久を祈る可き者なり。愚身子孫等中領の號を傳ふるに依りて、妨碍を致さは、我命に背く可し。若し我命に背かは、三寶の冥鑒、大師の冥慮に背く可し。三寶大師の冥慮に背かは、佛法擁護の日本國中の神祇等、乃至三界の諸天冥罰を加へ給ふ可き者なり。我が後の子孫と雖も、我國の帝皇と雖も、誰か障難を致して、冥罰を蒙らざる者あらんや。とあり。又正和二年十二月七日の御宸筆に成れる御遺詔には、

我後繼血脉之法資、傳天祚之君主、可同盛衰、可伴興替、我法斷廢、皇統共廢、吾寺指東寺興復皇業安泰、努力努力背吾此意、莫悔耳。云々とあり

法皇は、除暗遍照の大日尊の高徳を瞻仰し、高祖大師濟世利民の偉徳を敬慕す



御國忌

るの叙情、極めて深く、親しく事教二相を研鑽して、教主大日如來の三摩地を體得し、娑婆即密嚴、生死即涅槃、霧即月光等の蘊奧秘趣に精通し給ひし事は、顯密二教の主旨を詠み給ひし御長歌一首に據りても、容易に拜察窺知し奉る事を得可し。元享四年七月二十四日崩御ましましたれば、翌正中二年より今日に至るまで、東寺中興の御祖師として、七月二十四日倍增法樂の爲めに、晝夜光明眞言の秘法を修して、御國忌を勤行し奉る。明治維新以後、大陽曆の大陰曆に代りしよりは、八月二十四日に勤め奉るの例なり。當夜に限り、午後十一時まで開門して、一般信者の參拜を許すの例なるが、帝の高徳を敬仰して、參拜する善男善女頗る多く、吉祥院中堂寺等より奉納念佛ありて、殷盛を極む。畏くも、御宇多天皇が密教を崇め給ひ、我大日本國は法爾の稱號にして、秘教相應せる法身の土なり等と、皇統と法系とは、盛衰運を同くすべきの旨、宸翰を染めて二十五箇條の遺詔を貽し給ひ、親ら佛家に入り密法を行して、天長地久の皇基を固め給ひ、所謂三密の妙力を以て、六大四曼の體相を闡明にし、自ら高祖の末資と稱して、鎮護國家の仁祠を紹隆遊ばし給へる事は、枚擧に遑な

花園天皇

し。今は唯だ御偉徳の一端を記して、爾餘は他日に譲り奉る事とせり。花園帝が、護國覺王の教風を叙信して、當寺の仁祠を紹隆遊ばされたる事、又頗る顯著なるものあり。文保元年十月に賜ひし御鄭重なる、詔書に依りて瞭かなり。中略して御掲載すれば、左の如し。

## 花園天皇文保元年十月 詔書

早任申請且依御寄附旨以山城國拜師莊上桂莊八條院院町十  
三箇所播磨國矢野例名等限未來際無改動爲教王護國寺領事  
右去六月日、彼寺三綱等解狀僞、謹考舊貫當寺者延曆皇帝被  
建平安城之日、爲守九重拓基趾於東洛焉、弘法大師歸自震且  
國之時、爲安四海蒙敕給於北關矣。依之三國相承佛舍利、法  
文道具悉納大經藏此寺門之重寶、即國家之淨財也。加之能護  
之神明號護國靈驗三尊現形像於弘仁之昔所護之佛庭名教王護  
國一宗及擁護於文保之今彼仁王般若者護國護王之密法也。安

五尊於此華構、河部灌頂者安君安民之秘術也。開二界於今蕭寺、誠是國之棟、藁人之膏腴者乎。(中略)然者瑜伽壇前、彌奉祈禱算萬歲之上壽、金剛宮中、遙可期龍華三會之下生、叡慮加冥慮、繼紹隆於嵯峨村上、曩代之先蹤、佛力合神力、及擁護於龍樓、兔園累世之御願矣。仍三綱等、不耐惘歎之至、謹勒事狀以解者。早任請且依御寄附旨、以山城國拜師莊上桂莊八條院院町十三箇所播摩國矢野例名等限未來際無改動、可爲寺領之狀如件。

文保元年十月日

主典代散位安倍朝臣判

別當前右大臣藤原朝臣 洞院實泰

大納言兼春宮太夫藤原朝臣判 華山院 師信

前權大納言 源 朝臣判 六條 房條

權大納言 藤原朝臣判 今出川 重衛

權中納言左衛門佐藤原朝臣判 公洞 賢院

前權中納言 藤原朝臣判 中御門 經繼

前權中納言 藤原朝臣判 吉田 房定

參議左近衛權中將藤原朝臣判 冬松 房殿

從三位 藤原朝臣判 萬里小路 房宣

以下尙八名あるも記載を略す、

後醍醐天皇

六箇の御願

後醍醐帝に於かせられては、列聖の叡旨に遵奉して、三密瑜伽の教風を尊信する事厚く、鎮護國家の靈庭を衛護あらせられしは、今尙舊記に炳として明かなり。正中年中には、六箇の御願を誓はせられて、供僧を定置し、料所を御施入して、講堂に仁王般若の秘法を修せしめ、灌頂院護摩堂に、長日不動護摩を修せしめ、或は又鎮守八幡宮に理趣三昧の法要を修せしめ給ふ。帝は天下一統の初め、元弘三年九月一日丹波國大山庄、若狹國太良庄、備中國新見庄、都合三箇所の地頭職を、御寄附あらせられて、伽藍の修繕を行はしめ、二十五口の供僧を定置あらせられて、只管鎮護國家の秘法を修せしめ給ふ。

帝の元弘三年五月七日の勅書に云く、

勅書

當寺の中興は、吾朝の再昌なり。併て三密相應の秘術を以て、一天泰平の大業を致さんと欲す。況や亦高祖大師巨海を凌ぎ給ひて、猶毎日影向の靈告あり。乃至一門の徒に相觸れ、志を同ふして、宜しく速疾の悉地を祈り奉る可し等云云。

御參籠

大塔供養

同年六月、御願成就して御還幸の時は、大師御在世の住房にして、現今の御影堂たる西院に、御駐輦あらせらるゝ事、一七日親しく大權、御恢復の御懇祈あらせられて、鳳城に還御し給へり。翌建武元年八月、伽藍諸堂の御修繕畢りて、同九月二十三日、白河帝應徳の嘉躅に隨て、大塔供養の大法會を執行し給ふ。當時の塔供養記三卷あり。是れに據れば、帝は、理趣經、仁王經、并に曼荼羅中臺の種子を、御宸筆に相成りし事分明なり。帝は塔供養の當日は、東寺西院小子房に御行幸の上、更に塔南に新築し給へる、頓宮に御臨幸あらせられ、法會終了の後、帝には、別當頼意僧都の御先導にて、夜既に深更なりしかば、松明の光にて、金堂、食堂の佛像を、順次御叙覽あらせられ、西院に御小憩の上、深更をも厭はせられず、供奉を整へ、鳳城に還幸あらせられたり。供養の當日

御臨幸

差座の公卿

導師たる長者道意僧正は、勅命に依りて、三國相承の健陀毘子の納衣を着し、御請來の水晶念珠、并に五股杵を、御使用あらせらる。此供養大體の儀式は、白河帝應徳の佳例に準據したる事、當時の記事分明なり。色衆は夏禪の侶三十口、着座の公卿には、内大臣定房公、西園寺大納言、新大納言公基卿、左兵衛督尊氏卿、徳大寺中納言公清卿、侍從中納言公明卿等、殿上人には、經季朝臣、具光朝臣、光守朝臣等なりき。左兵衛督尊氏卿の隨兵は、頓宮西南の御下に候し、楠正成卿以下の宮人は、數十人の隨兵を相具して、舞臺坤角邊に候す。四門は皆武士に依りて、警固せらる。當日南大門の守官人、佐々木備中太夫判官時信の郎從、法會中聊か失態せしかば、即刻正成に命じて、時信に代らしめ給ふ。何分大塔供養の法會は兩日に亘りし事とて、供奉員諸卿の宿所、其他記すべき事多きも、悉く省略する事とせり。當日塔供養の御願文は、左の如し。

敬白

塔供養の御願文

建立五重塔婆一基、

奉圖繪胎藏金剛兩部曼陀羅各一鋪

斯理智之曼荼羅、其大小之諸種子者、專染宸迹所顯梵文也

奉書寫紺紙金字、妙法蓮華經一部八卷

無量義經一卷、

觀普賢經一卷、

奉模寫素紙妙法蓮華經三十部二百四十卷

無量義觀普賢等經、各三十卷

奉書寫紺紙金字、仁王般若經二卷

般若理趣經一卷、

件二經者、馳草心雖謝入木之藝瑩揚邁而、自寫貫花之文偏

聞唐宗般若之立感殊竭慇懃甚深之丹信矣

右塔婆佛經造寫、如展蓋聞晉簡帝之拜神光也、仁塔耀長干寺

之月、迦葉佛之駐聖跡也、五層插達觀之雲載籍煥乎、舊章只且、夫東寺者、延曆聖主、函經始兮、保福祚弘法大師奉綸言兮、修密乘之地也。因茲四曼陀之花、無不芬馥于八埏五智輪之月、無不照臨于六合道俗成崇敬譬如走獸之追麒麟蹄遠近悉歸依、孰與飛禽之附鳳凰翹邈矣、國家鎮護之紺園、鏤哉。祖師練行之緇廬、伏惟、慕黃德兮、征不亨、雖致一天統一之化撫蒼元兮、羨太平、爭施萬國吹萬之仁况復、詩書禮樂之紹隆、宸裏無貳、名法刑賞之遵行、國典未嚴、情每顧功成理定之冥祐彌所抽敬神歸佛之叡信也。是以、男山報賽之誠、促鸞輅兮賽宗祧子城還幸之次、廻龍蹕兮。幸當寺兩般之勝概、萬代之美談者歟、抑卜此教王護國之佛庭舊有明王締構之妙塔文永七年朱明四月、遭不圖炎上之薩子災欠應德已後之花構本自安置

之佛像者、高祖彫刻之尊容也。樹提侵兮、棗葉無殘、雖示畢竟空之理相好兮、端嚴如故。似表不退轉之儀、然間弘安攝提之年、奏公家兮、始剗剛永仁照陽之曆、課匠石兮、終造營紅欄朱軒、色々疑奪春霞玉鈴金鐸、聲々頻和天籟自爾以來、四代不遂供養多年自然推移、方今且爲存白川御宇之佳例、且被催丹府懇露之至心、擇枝幹於抄商摸舊儀於今朝所整者、兩界之軌範、所飭者一寺之莊嚴、便延囑當寺一長者法務前大僧正法印大和尚位道意爲大阿闍梨耶龍猛龍智之再誕也。窺義淵而不翫積、礪瑜伽瑜祇之碩德也。入禪室者、芳從芝蘭復有朝廷四月之臣、曳紫綬兮、從事、夏臈三十口之侶、列蘿襟兮儼儀、法音沸天高唱梵唄山之曲、舞態繞地、新奏絲管樓之調、於戲銅瓶之花、金爐之香、折黃菊兮、郁烈矣。錦幡之粧、繡蓋之色、裁紅葉兮

粲爛焉。道儀克調、節物相應、昔隋室仁壽皇帝之勅高僧也、造雁塔於華洛之勝地、今本朝建武皇帝之率群臣也、靡鳳輦於連宮之會場、今之所跋昔之耻而已。然則先令鎮守祖宗之權跡、飽捧興隆佛法之淨味、粉榆松柏之壇、善根萌種、潢汗流潦之水、眞源宗波瑤圖瓊籙、與日月互明。乾符坤珍共天地長保。桂宮儲皇之居、伴青童君之久視、椒房后妃之室、同西王母之長生、梁竹家々、衛藩處々、槐府棘路、千品萬官、壽木列隱、靈椿讓齡加之干戈永戢、更无寇賊之櫜、夏稼穡荐登、早屬黎民之雍和、重請佛閣安全、及于佛之出生、神基長久、施四佛之擁護、凡厥德必有隣、普度无邊、稽首和南。

建武元年九月二十三日、皇帝尊治敬白。

後龜山、光嚴、光明、崇光、後光嚴の五帝におかせられても、性徳圓滿海の秘教を叙信あらせらるゝ事、淺からず、東寺仁祠の紹隆に、叙慮を注がせ給ひし

後小松天皇

事、東密一家の榮譽と謂ふ可し。  
後小松、後花園、後土御門、後柏原の各帝皇、亦綸旨官符を下して、伽藍の修造寶物の修理等を行はしめ給ひて、只管鎮護國家の教風を敬仰遊はされたるは、仰くも尊き御事なり。

後奈良天皇

後奈良天皇は、天文二十年正月十七日に、東寺衆徒に綸旨を下し給へり。鈔記すれば次の如し。  
當寺は、延曆朝遷都の始め、東京衛護の爲めに、草創あらせらる。伽藍の興廢を以て天下の盛衰に比す。餘寺に准せず、吾國彼寺を以て最頂とす可き旨、官符を下さる。代々の聖主、崇く事揭焉なり。剩へ、八幡靈神の影向は、華洛勸請の最初なり。他社に卓礫の條、教王護國の寺號、職として斯に依る。(中略)權威武門にして、此寺に歸依せざるもの無し。然るに近代邪賊の族、軍旅の度毎に、陣所と名け、恣に、濫妨に及ぶ間、荒廢此節に在り。天下擾亂の基、誰人か慎まざらんや。茲に因りて、尊神の治罰、大師の忿憤、淺からざる歎、或は武勇を失ひ、或は身命を失ふ輩、顯然たり。前車の覆るは、後車の誠めなり。

勅賜

所詮靜謐の籌を廻らし、家運の譽を播す。軍士には、向後堅く寺院境内の寄宿を停止し、亂入の炳誠を加へしめ、彌守護を專にすべき旨を、諸家に相觸れたり。仍りて一天安寧、鎮國利民を祈り奉る可き者なり云々。

後水尾天皇は、元和九年七月五日に健陀穀子衲衣一領を勅賜、靈元上皇は、元祿十一年十二月二十七日傳供打敷を御寄附相成りたり。降て 光格天皇は天明四年十二月十日禁裏御相承御袈裟の寫を、御寄附、仁孝天皇は天保四年十二月七日健陀穀子の衲衣一領を勅賜相成りたり。桓武天皇の御草創以來、御歴代の天皇にして、東寺三寶の紹隆に、叡慮を注がせ給はざりし御方はなく、從て當山所藏の宸翰、綸旨、院宣、官符等の舊記を精細に調査して、巨細の事を悉く列舉詳記すれば、殆ど無限の感あらんも、紙面其他の都合上、詳細の記述は、之れを他日に譲る事とせり。

### 第八 宮中後七日御修法

千有餘年の間、皇室最上の勅會として、今尙毎年正月八日より、一七日の間、

御修法の  
起原

大師の上  
奏文

東寺灌頂院秘密道場に於て、奉修する、所謂宮中後七日の御修法は、人皇五十四代 仁明天皇の承和二年に淵源す。高祇大師、上表の文に云く。  
 承和元年十一月乙未、大僧都傳燈大法師位空海上奏して曰く、  
 空海聞く、如來の説法に二種有り。一には顯略趣、二には秘密趣なり。顯略趣と言ふは、諸經中の長行偈頌是れなり。秘密趣とは、諸經中の陀羅尼是れなり。顯略趣とは、大素、本草等の經論に、病源を説き、別藥種を分つが如し。陀羅尼趣とは、法に依りて、藥を合し、服食して、病を除くが如し。若し病人に對して、方經を披談すとも、痾を療するに由無し。必ず病に當て、藥を合はし、法に依りて、服食すべし。乃ち病源を消除し、性命を保持するを得。然るに、今講じ奉る所の最勝王經は、但だ其文を読み、空しく其義を談ず。曾て

勅戒御修  
法御修法の  
道場

法に依りて、像を畫き、壇を結ひて修行せす。甘露の義を演説するを聞くと雖も、恐らくは醍醐の味を嘗むるを闕く。伏して乞ふ、自今以後一に經法に依りて、經を講し、七日の間、將に解法の僧二七人、沙彌二七人を擇び、別に一室を莊嚴し、諸尊像を陳列し、供具を奠布し、眞言を持誦すべし。然らば、顯密二趣如來の本意に契ひ、現當の福壽諸尊の悲願を獲ん。  
 仁明帝は、大師の上奏文を、叙覽遊はして、感激淺からず、同年十二月二十九日、太政官符を以て、國家を護持し、五穀豐饒せしむる爲めに、明年正月八日より向一七日の間、永恆に毎年宮中に於て、奉修すべきの旨、勅裁あらせられたり。勅裁の日より開白の日までは、僅かに一旬に満たざる短時日なれば、新に淨材を以て、秘密道場を建立するの餘日なく、取り敢へず、勘解由司廳を淨除して、壇場を構へ、東寺の大寶庫を開きて、求法歸朝の際、御請來遊はせし、三國傳來、八祖相承の數多の佛像、佛具等、天下の靈物を、宮中に運びて、大

日覺王の指示に則り、青龍の美風を範として、莊嚴し奉り。畏くも、大日如來より一系連綿として相承せし、健陀穀子の御袈裟を着し、法規の如く、高祖大師親ら大阿闍梨となり、諸弟子を随へて、承和二年正月八日、宮中に參内し、秘密内道場に於て、一七日の間、鎮護國家の秘法を修し奉れり。是れ宮中後七日御修法の嚆矢なり。

御修法の  
意義

聊か宮中後七日御修法の根本旨趣を略述して、當相即道、即事而眞の教風を瞻仰し、高祖大師の慈雨を敬慕せる、僧俗者流に、一層秘密佛乘との結縁を、緊密ならしめ、且又、淨菩提心の増長開展を容易ならしむるに、資せんとす。言ふまでもなく、高祖大師の三密の教風は、理解を以て満足せず、證悟を以て本旨とす。密教は口舌の宗教に非ずして、實行の宗教なり。所謂父母所生の身に、覺王の妙果を獲得するを、入道の目的と爲すに徴して、知る可し。大師承和の上奏文に、病を醫するには、藥を服するに加かす、醍醐の法味を嘗めんと欲すれば、如法に佛像を畫き、壇を結ひて、修行するの要あるを説き給へり。是れ成佛の直路を示し給へるものなり。後七日御修法の秘密道場内に安置し奉る像

息災と増  
益

は、曼荼海會の諸尊にして、莊嚴の法具は、高祖大師御請來の靈寶なり。修し奉るは、金胎兩部の秘法にして、祈る所は、寶祚無窮、玉體安穩、五穀豐饒、萬民豐樂にあり。詳言すれば、修し奉る所は、四種の壇法の中には、増益の秘術にして。兩部の大法、息災、増益、兩壇の護摩供、五大明王、十二天供、歡喜天、諸神供、及び御衣加持、香水加持等なり。皆是れ三密瑜伽の秘觀にして、福德増長を祈るものなり。更に詳言すれば、息災護摩供は、病魔、怨賊等一切障礙の不淨業を燒盡するを本旨とするものなれば、所謂八功德水に浴して、清淨身を獲得するものなり。増益の護摩供は、前の息災法に依りて獲たる清淨身に、更に萬德莊嚴の淨衣を着くるが如く、積極的の功德の獲得を以て、目的とす。金胎兩部の秘法を、拔底竭源の法門と號する所以は、實に茲に存す。概言すれば、後七日御修法は、三密瑜伽の秘觀を修し、心佛衆生是三無差別の深理を觀して、諸佛の應現を乞ひ、増益を期するものなり。従て後七日の御修法は、獨り 聖上陛下の安穩豐樂を祈るに止まらず、普く黔首の安寧幸福を増進するを禱る、所謂鎮護國家唯一無二の秘法なり。

三密の秘  
觀



更に内道場の作法に言及すれば、内道場の大壇供は、東寺長者大阿闍梨耶勤められ、供僧十四人の中にて、東寺の定額僧にして、大阿闍梨入室瀉瓶の弟子僧は、三國傳來して、今尙東寺の寶藏に安置し奉れる、佛舍利を守る御役を勤めらる。爾餘の供僧は、臈次、職級等の順序に依りて、息災、増益兩壇の護摩供、乃至神供等を修せらるゝ事は、高祖大師、御親修の承和二年の往昔より、大正の今日に至るまで、毫も異なる所なし。御修法の道場には、宮中真言院、紫宸殿、東寺灌頂院等と、時代の遷移に伴ひて、變動ありしも、承和以來明治四年まで、宮中にて奉修の際は、關白殿下大臣以下、皆供事に加はるの例なり。御修法開白の八日に至れば、御使たる藏人は、天皇陛下の御衣を捧持して、道場に來り、東寺執行は、之れを拜受して、道場所定の場所に安置し奉る。偕て又中日たる十一日には、歡懼の至りなれども、天使は大阿闍梨以下の供僧に詔を傳へられ、種々の尊重なる御品を賜はるの例なりしが如し。翌十二日には、長者仁壽殿に昇殿して、二間の觀音供を修し奉るの例なり。抑々二間の觀音は、御歴代帝皇の御祈念佛にして、仁壽殿に奉祀し、毎月十八日、東寺長者を參殿

せしめて、觀音供を修するの例なりしが、明德四年足利義滿公、後小松天皇の勅を奉して、御本尊を東寺に移し預けらる。爾來御修法の際、御本尊を特請あらせられて、聖上陛下尊拜あらせらるゝ事となりしが、光格天皇の御代に至りて、正月十二日御修法道場に於て、恒例として、觀音供を修すべき旨の宣下ありしかば、十二日に觀音供を修する事は、今尙繼續する所なり。二間の觀音に關しては、別項の記事を參照せられん事を望む。十四日結願畢りて、藏人道場に來臨し、御衣を迎へ奉りて後、長者は八祖相承の健陀穀子の御袈裟を着し、五拈杵念珠を持ちて、清涼殿に參内して、陛下に咫尺し奉り、香水を加持して、奉進し、玉體を加持して、聖壽無窮を祈り奉るの例なりしなり。

今尙人の記憶に新なる如く、明治四年九月二日太政官の布告により、一切の勅會廢せられし時、後七日御修法、又一時中絶の止むなきに至りしが、前長者權大教正三條西乘禪、御歴代帝皇の勅旨を拜察し奉り、皇室安固の秘術、國家悠久の籌計として、明治十五年三月、御再興の請願書を其筋に提出したり。雲照律師は三條西管長の命を受け、土宜大崎村上等の諸師を隨へて、有栖川宮殿下、

御再興の  
勅裁

三條太政大臣、岩倉右大臣、徳大寺宮内卿、山田内務卿等を屢次訪問して、顯正無礙の辯を振ひしかは、同年八月四日に至り、宮内卿徳大寺實則より、書面御修法の義は、寺門に於て修行可致事の勅裁と、眞言宗御修法之義は、歷朝の嚴儀、慣行の古典に付、自今地方長官臨監致候條、此段内達候事と云ふ口達が、香川大書記官より傳へられた、御修法の再興に最も力ありしは、故雲照和尚にして、岩倉卿を訪問せし事、殆ど百度に及ぶと云ふ。又以て其勞苦を察す可し。又外護者としては、時の太政官權大書記官青木貞三、宮内省御用掛山田鐵太郎の兩氏は、御修法の再興に、深甚の同情を寄せられ、宮内内務の兩省間の斡旋に努力する事、頗る熱心に、各省各局の異論者の説伏に、奮闘せられ、岩倉右大臣も亦、聲援に力められしは、感謝の至りと謂ふ可し。

翌十六年正月八日より一七日の間、高祖大師承和の嘉躅に隨て、歷朝御灌頂の道場にして、且又、東山天皇の寶永後、紫宸殿に不得止の御事ある毎に、臨時御修行あらせられたる歴史を有する東寺灌頂院に於て、別所榮嚴大教正大阿闍梨耶の下に、所謂宮中後七日の御修法を嚴修し奉り、以て今日に至りしは、御

玉體加持

大阿の東  
上

歷代帝王の叙情と、高祖大師の冥慮とに因るものと申す可きなり。偕て又、御結願の後、正月二十一日に榮嚴大教正は、御衣奉還、卷數献上の爲め、宮中に參内し、龍顏に咫尺し奉り、本宗獨特の加持祈念を以て、御修法三加持の一たる玉體加持を修し奉れり。列聖の叙旨を繼がせ給ふ、昊天の叙慮こそ、仰ぐもいと尊き御事なり。洩れ承る所に據れば、明治天皇は、未だ天位に即かせ給はさりし時より、夙に宮中後七日御修法の事は、委しく御了解ましませりと傳ふ。翌明治十七年よりは、結願の後、東寺の別當職は、御衣を捧持して、御苑内の主殿寮出張所に還納し、出張所より宮中に奉還する事となれり。其れより四七の春秋過ぎて、明治四十四年の冬季に至り、東京帝國大學文科大學教授文學博士高楠順次郎氏の盡力と、松永、石堂兩師の斡旋と、時の各宗派管長猊下の翼賛とによりて、翌四十五年即ち御修法復興の三十周年よりは、御修法の大阿闍梨親ら御衣を捧持して、東上參内して、奉還する事となれり。然り而して、地方長官は、一七日御修法の初、中、後の三度、勅使として、灌頂院秘密道場に參拜するは、明治十六年以來、渝はらさる所なり。單に御修法の一般要領を記

して、委細は他日に譲る事とせり。

## 第九 當寺と武門

武門との關係は、是又、年代頗る久しきに亘り、其史料、極めて多ければ、其一斑を記載する事とせり。申す迄もなく、桓武天皇の御草創以來、千百有餘年、皇室の無窮と共に、連綿として今日に至りしは、密教の威力と、歷朝帝皇の敎信力と、函蓋相稱するに依るものなれど、其間自から盛時あり、衰時ありて、一様ならず、堂塔或は祝融の災に罹り、或は朽損じて、其用をなさざるに至る毎に、列聖の詔勅を賜ふて、再興し。輔相賢臣勅を奉して、舊觀に復するの慣例は、毫も變る事なかりき。

鳥羽天皇の永久二年に、堂舎、佛像、修理の御沙汰ありて、後、建久二年に至る七十二年間は、修理中絶して、寺門甚だ荒廢せり。其間に保元平治治承の兵革連續して、天下の擾亂、其極に達せり。源賴朝平家追罰の後、文覺上人深く弘仁往闕の叙情を奉察し、瑜伽瑜祇の靈跡たる、東寺修理の大願を發し、關東

人法一體

文覺上人

十一箇國  
の正税

賴朝公の  
寄附

修造

に下向して、賴朝公に、堂舎修理、四壁改築の急務を勸説す。公は曾てより、東寺の敎風を崇敬し、高祖の高徳を敬慕せし事とて、東寺破壞の慘狀を聞き、大修理の土工を起すに決し、建久二年十二月十一日、「東寺修理上人勸進の爲めに下向せらる。誰人か佛法に志なからん哉、疑心を成せず、結縁せしむ可きの狀、件の如してふ、加判ある敎書を、廣く天下に煥發し、文覺上人に課り、或は公家に奏し、大名に勸めて、再興するに至れり。即ち十一箇國の正税を寄附して、大小諸堂の材用に宛てらる。所謂備中、備後、土佐、阿波、信濃、長門、越後の七箇國の正税を以て、諸堂の經費を支辨し、美濃、遠江、播磨、備前の四箇國の正税は、四面の築地に充用する事とし。南大門に於ては、右太將賴朝公、鶯眼二萬貫を奉加して、一向に之を修造す。十一箇國の正税は、殆ど有名無實なりしかば、後白河天皇の叙襟より起り、建久四年四月、梶原平三景時、播州守護職一圓を退き、國務を文覺上人に付せられて、専ら修造の功を勵ませしかば、建久八年四月三日、五重大塔に九輪を上げ、六日には鎮守八幡宮の新社成りて、殿慶執行は、恭しく八幡三尊を遷し奉る。二十二日には金堂の瓦葺

畢る。五月に入りてより、講堂に安置し奉れる、大師御作の尊像に修理を加へらる。其後文覺上人、隱岐國に左遷せられし刻、播州の國務は、他人に付せられしかば、塔婆、築牆等は、未だ全く成らずして、修造に一大頓挫を來せり。文覺上人が、遠く高祖大師來際の素懷に遵ひ、秘密一乗教の興隆に貢獻せんが爲めに、當寺再興の大願を發し、鎌倉右大將を説き、諸國の大名に勸め、更に諸國に行脚して、淨財を集め、漸く修營の功終らんとするに當りて、當山を去るの止むなきに至りしは、好事魔多きは人生の常態とは云へ、當山は勿論、上人に取りては、甚だ遺憾の事なりしなる可し。

其後、弘安年中願行上人、深く文覺上人興隆の遺圖を繼承して、或は公家に奏して、諸國棟別を取り、或は關東北條氏に淀の關所を寄進せしめて、當山紹隆に努力せしかば、修營の業は、大に進捗して、稍々舊觀に復するに至れり。伏見天皇の永仁年中、最勝園寺入道崇演は、建久賴朝公 佳例に隨て、鶯眼十萬正を奉加したりければ、五重塔婆、四面築牆等、全く造營し畢るに至れり。此れより前、北條武藏守泰時は、元久土御門天皇の勅詔に任せて、最勝光院以下

北條氏の  
寄附

尊氏將軍

の東寺領を返付せられ、北條相摸守守時は、後醍醐天皇の勅を奉して、最勝光院執務職、并に周防國美和の庄を、當山に返付せられたり。足利尊氏卿は、兵を率ひて、當山に籠居せし事有りしも、高祖大師の高徳を瞻仰し、伽藍の修理等に力を盡せし事も、極めて顯著なるものあり。今其の一二を擧ぐれば、建武三年六月十五日、高祖大師の御降誕の嘉辰を以て、天下泰平、家門繁榮の爲めに、楠正成公の領地たりし、河内國新開庄を寄附せられ、曆應四年には、五重塔婆の修理を行ひ、康永二年十一月には、灌頂院修理の爲めに、攝州毘陽寺の庄を寄附せらる。更に又貞和四年十月十日には、四面築牆修理の爲めに、前の毘陽庄請料一千七百貫を寄附せられ。觀應二年卯月二十一日には、東寺領播摩國矢野庄内重藤十六名公文職を寄附せられたり。又文和三年三月二十日には、教書を以て、來二十一日の弘法大師の御影供は、延喜以後無退轉なりしを、今年闕如に及へは、大師の冥慮測り難し、曆應の例に任せて、先づ勤行致され度く、要脚に於ては、其沙汰を致すべしと、供僧宛に申し送り。其他現存の大梵鐘を鑄造する等、東寺三寶の紹隆に盡されたる點、頗る多きが如し。足利直義

足利氏の  
祈禱

第九 當寺と武門

卿、依頼の祈禱としては、貞和三年十二月二十六日より、天下靜謐の爲めに、大般若經十部、三七箇日間の轉讀は、其最も著明なるものなり。足利義詮卿、依頼の祈禱は、文和三年十月二日より、朝家安全、武運長久の爲めに、弘法大師一力三禮の不動尊の壇上にて、七箇日の間、護摩三落及の神呪を勤修したるを以て、大なるものと謂ふべし。足利三代將軍義滿朝臣は、永和三年十一月二十一日、修造の料所として、山城國東西九條地頭職を、永代知行すべく寄進せられ。翌年十二月二十三日には、東寺領山城國植松庄拾町餘の地頭職の事として、右の地は、御願相續要樞の所柄なれば、本に任せて、御寄附致す可く、當知行は寺家に於て爲す可きの旨を、申し來り。更に同公は實莊殿院執務職、同敷地、寺領等も、返付せられ。康暦二年六月二十一日には、西院造營の料所として、三河國山中郷を寄進せられたり。降て文明十年六月九日、足利八代將軍義政公は、判物を以て、東寺領山城國久世上下庄、上野拜師植松院町十三町、柳原實莊殿院敷地、當寺境内并に巷所(八條以南九條以北、堀川以西朱雀以東)東西九條、八條以北大宮半所、所屋地散在各田島、(在別錄)丹波國大山庄、播磨國矢野庄内例名方、若狭國

義滿將軍

義政將軍

信長公

秀吉公と  
當寺

太郎庄、大和國平野殿庄、同國國河原庄、近江國三村、攝州垂水庄、備中國新見庄、等元の如く返付せられたり。此外義教義尙等足利各將軍と、地領祈禱等に關して記す可き事多きも、悉く省略する事とせり。  
織田信長公は、永祿十二年閏五月二十三日、諸國の東寺領は、寺家に於て知行致す可く、從來の如く、御領は、守護使不入の地たるは勿論、新儀の課役等は、免除相違なき旨を、當寺雜掌宛に申達し來れり。  
豊臣秀吉公は、天正十三年三月十日、判物を以て、諸國の東寺領は、寺家に於て知行致す可く、前々通り、守護使不入の地、課役人夫等免除の件を、申し來り。更に天正十九年九月十三日朱印を以て、從來の寺領は、廣く諸國に散在して不便掛なからさりしを、近くにて、二千三十石餘と定め、寺領は前々通り守護使不入の地とせり。即ち三百四十九石六斗八升(八條九條)、二百六十一石四斗(西九條)、五百四十五石九斗二升(上鳥羽)、二百六十三石福枝播枝、六百十石三斗八升(西院内)、是れなり。秀吉は、高祖大師三密の教風を敬仰する事、頗る厚く、伽藍堂舎の修營を行ひし事、甚だ顯著なるものあり。文祿元年征韓の軍を起す

調伏の祈

や、卯月二十九日、大業成就の祈禱を、弘法大師一刀三禮の不動尊の寶前に於て、勤修せられたしと、朱印を以て、當山年預宛に依頼し來る。時の長者前大僧正堯雅は、調伏の大壇を構へ、一山解法の僧を率ひて、征韓軍勝利の秘法を嚴修して、明王の本誓を祈り奉りしと云ふ。又秀吉公は、文祿三年七月二十二日、母堂大政所即ち天瑞寺第三回忌菩提の爲めに、五重大塔を再興成就して、塔婆の大供養會を修行す。建武の嘉躅に任せて、舞樂、曼荼羅供を行ふ。着座の公卿は、菊亭右大臣晴季公、勸修寺大納言晴豐卿、中山大納言親綱卿等にして、極めて盛大なる嚴儀なりしが如し。豐臣秀頼公は、慶長四年八月二十一日、片桐東市正且元を造營奉行として、現存金堂の立柱式を行ひ、同十年五月に至りて、落成し、入佛落慶の大法會を勤修せり。奉行片桐の筆に成れる、金堂の棟札は、今尙當山にあり。千軍萬場を往來せし、武士の密教觀を窺ふ好資料なれば、左に其全文を載せん。

大塔供養

秀頼公の  
修造

棟札の文

夫惟れば、日域密宗の初祖弘法大師は、釋天の日月、法海の鯤鵬なり。曾て桓武天皇の聖朝に當り、既に願船を浮べて、支竺の密教を傳受し。更に典籍を羸

らして、平に漢唐の儒宗を欺ぐ。正に平城天皇の元年に至りて、歸朝す。普賢の德行を蟻蜒に布き、無畏の奇妙を宸海に耀る。故に爰に穢を山林に闢捺して多く梵刹を建て、聯縣として華夷に芬芳たり。幾も靈場を設く。就中長安城の九條に、一字の蘭若を草創して、之を東寺と號す。金胎兩部の權扉を排き、祖師八傳の智鉢を拈し、僧寶を勤修し、宗綱を總攬す。然りと雖も、法澆季に至り、帝畿頻りに干戈の叢と作り、或は灰爐と成る。號風虎雨の難に依りて、堂閣柱根摧朽して、自ら顛倒し了り、龜趺の殘礎草根に沈淪し、年淹む事多し。越に内大臣豐臣朝臣秀頼公、將に再興の鉤斧を把り、既に片桐東市正且元、旃を奉じて、修造す。直に金堂を建て、醫王の善逝を安置して、東方萬八千土に移取す。正に關鍵を啓きて、懇に聖君の遐齡を祈りて、北闕の百億を斯年に祝延す。這の盛時に於て、尙精誠を罄せは、國家太平にして、臣民快樂なり。五戎六狄は、寶車を長安城の路上に推して、永く徳風を懷はん。八蠻九貊は、貢船を難波津の埠頭に繋ぎて、偏に恩澤に沐せん。是れ神佛の擁護する所にして、守を海外に厝き、仁を日東に服する者なり。

慶長八年癸卯五月如意珠日

片桐東市正且元印

北政所

其後慶長十年に至り、豊臣北政所施主となり、片桐且元を修造奉行として、曩年より工事中なりし、南大門は五月に至りて落成せしかば、次で講堂の造營を始め、是又幾年ならずして、成就せり。上述の如く豊臣家と當山との關係は、頗る親密なりしなり。

家康公

徳川家康公は、慶長十四年八月二十八日黒印を以て、東寺高野は、互に學同相續すべきものである。若し無學の仁にして、學室を汚す者あらば、學者の住持と入れ替ゆ可き事。觀智院は一宗の勸學院なり、然らば經藏に滿つる諸聖教は、類本なきの儀尤も大切なり。殘らず一冊の目錄を以て、高野に寫さしめ、青巖寺の經藏に納め置き、學者の用に立つ可き事。古跡の學室を建て、修學を專にすべき事、云々の三箇條を東寺年預宛てに申し來り。翌年四月二十日には、天正十九年九月十三日秀吉公の目錄と同様に、二千三十石餘を永代寄附せられて、寺領は前々通り守護使不入の地とせられたり。秀吉公が文祿三年に修造せし五

家光公

重大塔は、寛永十二年十二月七日、惜しむべき哉、祝融の災に罹りて、燒失せしかば、徳川三代將軍家光公は、寛永十八年、明正天皇の詔を奉して、永井日向守直清を造營奉行とし、大工中井大和守正行を工事主任として、五重大塔を建立せり。是れ現存の大塔なり。

當寺と武門との關係の一斑は、上述の如く、後鳥羽天皇の建久年中に、鎌倉右大將頼朝公が文覺上人と謀りて、當寺の伽藍堂舎を修造せしに端を發し、爾來武家の棟梁は、北條、足利、織田、豊臣、徳川と次第に遷移せしも、齊しく大日普門の教風を仰信し、瑜伽瑜祇の靈跡たる當寺を、擁護する事、極めて厚く、巨金を惜しまず、伽藍を修造し、或は莫大の地領を、堂寺の三寶に施入して、眞言不二法門敬信の實を表はせし事、一々列擧するの煩に堪へず。唯だ其の一端を記載したり。

### 第十 高祖大師御請來の佛舍利

當山の寶藏に、安置し奉る所の有名なる佛舍利は、高祖大師の御請來にして、

佛舍利の  
緣由

實に密教衛護の本尊、鎮護國家の靈寶なり。大師の御請錄に云く、佛舍利、八十粒、就中金色舍利一粒は、本是れ金剛智阿闍梨、南天竺國より持來して、大廣智阿闍梨に轉付し、廣智阿闍梨は、又青龍阿闍梨に轉與し、青龍和尚は、又空海に轉賜す。斯れ乃ち傳法の印信、萬生の歸依する者なり云々と、更に御遺書には、東寺大經藏の佛舍利は、大阿闍梨須く傳法の印契、密語を守惜するが如くすべし。一粒も他散せしむる勿れと、末代の弟子を誡め給へり。高祖御入定の後、人皇六十一代、村上天皇の天曆の聖代に至りては、増加して、四千八百粒の多きに及びしかば、甲乙二壺に分配せり。天曆四年長者寛空は、宮中後七日御修法の後、正月十五日眞言院に於て、計算せしに、甲壺四千二百五十九粒、乙壺五百三十五粒ありし事を、勘計記に載せたり。

後冷泉天皇の天喜二年正月十四日、長者覺禪僧都、後七日御修法結願の當日、宮中眞言院に於て計算せしに、甲壺には六百八十粒、其中に金色のもの十八粒あり。乙壺には三千六百四十五粒、此中に金色のもの六十一粒ありたり。天曆四年計算の時は、甲壺多く、乙壺少かりしに、其後は甲少乙多なり。東實記第

佛舎利の  
勘計舎利の増  
減と國家

勅封

後醍醐天  
皇と佛舎  
利

二佛寶中の卷に、天下豐饒の時は、分布倍增し、國土衰危の時は、粒數減少す。甲乙互に増減を示す。奇異眼前に在り。貴ぶ可し、仰ぐ可し、云々と記し給へり。順徳天皇は、建保四年三月九日、殿下已下諸卿殿上人を悉く列座せしめたる上、佛舎利を御叙覽遊ばし、叙感斜ならず、舍利壺に勅封をなさせられ、嚴重に寶庫に安置すべき旨、御沙汰あらせられたり。後醍醐天皇は、正中元年十二月十四日、天下の擾亂を鎮定し、朝家の安泰を計る御叙慮にて、佛舎利を奉請し給へり。今尙當山寶庫所藏の御宸翰に云く、正中元年十二月十四日、甲乙三十七粒之を奉請す。國家安泰、弘法利生の爲めのみ。所願に私無し。向後例と爲すべからず。甲に於ては奉請すべからず。乙は兩三粒を過すべからざるなり。天下の靈寶、朝家の鎮護たるに依りて、後代を誡むる所なり。冥慮を顧みて、敢て以て違越すべからざるものなりと。天音あらせられ。更に元弘三年九月二十二日の同帝の御宸翰に云く、佛舎利の事、右は國家鎮護の本尊にして、朝廷安全の秘術は、此靈寶に如くもの無し。男女緇素、輒く奉請を免せられしの間、壺中漸く其の數を減す、太だ以て、大師

御誠文



の冥慮に背く。向後は固く制禁せしむ可し。利益の大願ありて、奉請せしむと雖も、三粒を過すべからず。其人に非ずして、此寶を得るの條、赤子に靈劍を持たしむるに、異ならざるもの歎。之を慎しむ可し。努めよ。

佛舍利を朝家安全の本尊として、叡信あらせられしは、後醍醐帝に限らず、歴代帝皇の齊しく叡信ましませし所にして、舍利奉請、或は叡覽の節は、舍利壺に勅封をなさせらるゝの例なり。北朝の後光嚴天皇の佛舍利を御奉請あらせられし事は、十五箇度、三百餘粒の多きに及ぶ。後に至り御宸翰を添へて、御返納あらせられし事、舊記に分明なり。其後、後花園天皇文安三年七月八日、御奉請の時、近くは享保十二年正月二十一日、靈元天皇御叡覽の時、勅封をなさせらる。現今當山灌頂院に於て奉修する、宮中後七日御修法には、佛舍利を道場壇上に安置し奉り、舍利守之れが祈念を凝らす事は、承和の往昔と毫も異なる所なし。

御奉請

## 第十一 歴代帝皇御持念の二間観音

歴朝之観音

二間の観音と申すは、畏くも歴代帝皇が、朝家安穩、弘法利生の爲めに、三密の妙道を求め、入我々入の秘趣に達するを瞻仰し給ふの叡信にて、朝夕御祈念あらせられし本尊にて、我が宗祖弘法大師の御請來なり。聖觀世音菩薩、梵天、帝釋天の兩脇士の御三體を一口に二間の観音と通稱し奉る所以は、往古内裏の仁壽殿の二間より成る佛殿に、奉安したるに由る。不幸にも、三條天皇の長和四年十一月、内裏炎上の際、二間の観音も、祝融の災に罹りしかば、當時雷名都鄙に噴々たりし、佛工定朝は、綸汗の命を奉じ、精進潔齋の上、原型の如く、白壇の淨木を以て、御丈は聖觀音は八寸、梵天帝釋は各五寸に、極めて緻密微妙に彫刻し奉れり。内裏の御落成と共に、本の如く、二間の佛殿に奉安して、至尊朝夕に御祈念遊ばし給ふ事、從來の如くなりしが、星霜を経て、延元元年十二月に至り、後醍醐天皇吉野に遷幸の砌り、三種の神器と共に、玉體に添へさせ給ひて、吉野の行宮に奉安する事となれり。其後明德三年閏十月二日、南

彫朝の再

北朝の和成りて、後龜山天皇は御入洛の上、三種の神器は、後小松天皇に傳へ給ひ、翌年十二月二日、二間の御本尊御歸洛ありしも、當時内裏は、亂後の假皇居にて、奉安する二間殿なかりしかば、後龜山上皇は、將軍義滿をして、當寺に移し奉らる。爾來二間の觀音は、當山の太寶庫に安置し奉りて、以て今日に至れり。尙二間の觀音供の事は、宮中後七日御修法の條下を参照すべし。

### 第十二 堂宇の緣由

西院御影堂 梁行十間五尺 拵行十二間三尺 (特別保護建造物)

本尊 弘法大師 康勝法眼作 一 軀

四條天皇の詔を奉して、天福元年康勝法眼、齋戒沐浴して、一刀三禮一寶號を唱へつゝ、彫刻し奉りしものなり。

八大祖師影像 八 幅

惠果弘法の二祖は、法三宮御筆、爾餘の六祖は亮三位の御筆。

兩界種子曼荼羅 澄禪筆 二 幅

尊勝曼荼羅 筆者未詳 一 幅

五層小塔

宣陽門院の御寄附にして、延應二年三月晦日、御奉請の寶藏佛舍利三粒(甲一粒乙二粒)を、長者覺教大僧正、勅使藏人左衛門權佐時繼等、御塔に奉安して、西院北面に御施入あらせられたるものなり。

釋迦如來木像 宣陽門院御寄附 一 軀

彌勤菩薩木像 同上 一 軀

地藏菩薩木像 弘法大師御作 一 軀

貞和二年散位行長修覆

大日如來銀像 一 軀

大和國井上清右衛門の寄附

當御影堂は、大師在世の御住房にして、戒香薰馥の靈場なり。俗に東寺の朝詣

りと云ふは、主として當堂に參詣して、大師本誓の攝化衆生の慈悲の大光明に、遍照せらるゝを言ふ。晴雨を論せず、毎日の參拜者、頗る多く、特に毎月二十一日の御影供には、都下乃至近縣より參詣する者、約十萬以上と註せらる。斯の如きは、全國の神社佛閣に未だ其比を見ざる所なり。後宇多法皇は、延慶元年正月五日より三箇年間、御參籠中は、西院を常の御所と定めさせ給ひ、本宗の四度加行等は、悉く當堂に於て行はせ給へり。畏くも御加行中は、法皇親しく御飯を、大師に供へ給ふと、法皇御入壇記に載せさせ給ふ。後醍醐、光嚴、光明、崇光、後光嚴等の帝皇にして、當堂に行幸あらせられし事も、舊記に瞭かなり。北面大師の御尊影は、親殿大僧正長者の時、天福元年十月十五日、四條天皇の詔を奉して、佛師康勝法眼一刻實三禮の嚴儀に依りて、彫刻し奉りしものなり。北面し給へる所以は、寺傳に據れば、大師在世の御本願にして、實惠大德に依囑し給ひし所なり。其後覺教大僧正長者の時に至りて、御本願に添ひ奉りしものなり。北面し給ふは、南方實生如來の三昧に住して、金輪聖王の禮祐を増長し、國家を衛護し、一切衆生淨菩提心の開明を扶助し給ふの相なり。

北面の大  
師

從て大師の三形は、無相なれども如意寶珠なれば、一切の意樂諸願悉く成就するは勿論なるも、殊に福徳圓滿は其三昧に、最も親しき所なり。北面大師の秘趣に就きては、本宗各流祖師の御口訣、秘傳等極めて多きも、今は省略す。北面の大師は、我國に於て唯だ當山のみなるは。是亦言を待たざる所なり。

高祖大師承和二年三月二十一日、金剛不壞の定に入り、禪窟を閉ざしてよりは、當山を首め全國未葉寺院、其他信徒等が、廣大無邊の徳風を敬慕して、忌景の忽臻を迎ふる毎に、山茗を南澗に採り、林葉を甲宅に拾ふて、報恩謝徳の御影供を修し奉る。高祖は衆生の信否を鑑み給ふ御本誓によりて、照覽を兜率の月に垂れ、微笑を坐禪の雲に開きて、納受し給ふ事は、申す迄もなし。當山に於ける正御影供は、觀賢長者、延喜十年灌頂院道場に於て、勤修せしを其の嚆矢とす。毎年勅會として修するに至りしは、四條天皇の嘉禎二年八月二日の官符に淵源す。嘉禎以來勅會の三月正御影供の後夜に、雅樂人參向の儀は、明治元年まで繼續し。又御入定以來、五十年の御遠忌毎に、東寺に於て准御齋會御修行の繪旨を賜はる事、一千年間、即ち天保五年まで二十箇度、毫も異なる事な

御影供

准御齋會

修正會

く、明治十七年三月二十日、千五十年の御遠忌修行の時は、准御齋會の古例に依り、宮内省より伊勢華殿を勅使として、參拜せしめられ、若干の献供料をも、下賜あらせられたり。後宇多天皇の御願にて、弘安九年正月三日、當堂に於て修正會を行せし以來、毎年勅會として嚴修する事となり、當日雅樂人の參向せし事は、明治元年まで繼續せり。今尙當日は古來の法規に準據して、修正會を行し、極少數の特殊信者に限りて、牛玉の御守を授興するの例なり。偕て又、正御影供は嘉禎の官符により、門徒僧綱等を以て、毎年巡役と爲して勤行せしものなるが、嚴儀の勅會なりし事は、當山所藏の多くの繪旨、院宣等に依りて、昭なり。今其の二三を擧ぐれば、次の如し。

御影供の  
院宣の繪旨

依巡役闕怠被放大師門徒例事

東寺御影供事、顯重法印當其巡之上者、猶可勤仕之由、可被相催候。其上申子細者、早可被放門徒之由、院御氣色所候也。仍執達如件。

建治二年二月十一日

中納言經俊

謹上 長者僧正御房

當寺御影供執事、宜有僧正巡役闕怠之條、不可然任先例止門徒之號、可被相催他人之由、被仰下候也。仍上啓如件。

康應三年三月十日

右少辨宣俊

謹上 東寺長者僧正御房

武家奉加料足定額一臆供養法參勤例事

來二十一日、弘法大師影供事、延喜以後、无退轉之處、今年及闕如云々、冥慮可測之上、任曆應之例先可被致勤行、於要脚者、可有其沙汰之狀、如件。

文和三年三月二十日

尊氏

東寺供僧御中

第十二堂宇の緣由

## 南面不動堂

南面不動尊は、高祖大師一刀三禮の御作にして、大師御在世中は、西院に奉安して、朝夕祈念し給ひし尊像なり、當尊は所謂秘佛中の秘佛にして、千百有餘年來、未だ一度も開扉し奉りし事を聞かず。靈驗奇瑞の顯著なるは、舊記に依りて瞭かなり。天皇陛下の讓位、即位、遷宮、立后、立太子、御惱平愈、立坊等の御祈禱は勿論、弘安年中の元寇變時、秀吉朝鮮征伐の砌等、當尊前に於て四種の壇法に應して、不動供を修し奉れり。杲實師の東實記に、不動堂妻戸左右扉の裏に服酒肉五辛不可入此道場。又着穢履不可入此道場云々の大師御自筆の式文あり。點畫纒かに残りて、渴仰肝に銘すと記し給へり。不動尊の御光等、年月を経て、破損せしかば、近衛天皇の仁平三年二月十五日、長者寛信法印、之を修繕し奉り、同三月十日入滅あらせられければ、諸人は其入滅の因を、修繕なりと沙汰せしかば、其後數代寺務の間、天盖落ち、御光并に劍等破損するも、修補する者なし。後光嚴天皇の應安元年八月に至り、石山寺の守遍法印、西院に參籠の節、破損せし箇所を漸く修補し奉れり。

## 西院鎮守八幡宮

明治元年、八幡宮社殿焼失以後は、不動堂の東側に遷宮して、現に安置奉祀する所なり。此宮に就き、寺家舊記に云く、八幡大菩薩は、本地を月輪の砌りに隠し、權迹を日域に垂る。昔は一天を治めて、大化の流六合に充ち、今は百王を護りて、和光の月、九州に明かなり。實龜八年五月十八日、宇佐の廟壇に於て神明の託宣ありて云く、我れ朋日辰時に、沙門と成りて、三歸を受け、五戒を持ち、自今以後、殺生を禁斷す可し。但し國家の爲めに、厲害ある輩は、此限りに非ず。然り而して、當寺の影向は、神託に違はず、僧形の御體空中に現す。其遷座の元由は、桓武天皇の御宇延曆遷都の初め、東寺草創の刻、帝都鎮護の爲めに、勸請の儀あり。王城の降臨之を以て初とす。嵯峨聖代に至り、平城天皇の御事出來の時、大師と御密談あり、先づ御立願、御願成就の後、去る弘仁年中、大師勅を奉して、重ねて勸請す。三所の御體、虚空に影現す。初めは淨紙に寫し、後木像に刻みて、社壇に安置し奉る。眞身の顯現、權者の彫刻、本朝諸神、何社が此例あらん哉。誠に知る、當社は無雙の宗神、第一の靈社な

御託宣

最初の御勸請

大師の御彫刻

り云々。此の八幡宮の緣由は、東實記に載する所なるが、當八幡宮は、嵯峨天皇藥王の亂を平定し、御願成就の後、東寺に社壇を建立せしめ、祭祀禮奠を調へて、八幡大菩薩を勸請す。此時三所の尊影、空中に現す。大師之を彫刻し給ふ。大菩薩の託宣に云く、我與汝、如影與形汝所住處、我往、必隨汝。我所住處、汝來隨我云々。又云く眞言灑水道場を以て、我が栖と爲す云々。盟約虚しからず、親しく眞身を現して、當寺に垂跡す。化を萬方に施し、大聖善巧和光利物す。實に神佛の冥會融通は、凡慮を超越して、幽遠不可思議なり。八幡宮に關する委細の事は、東實記第三卷を見る可し。

### 西院御影堂修造次第

長者寛遍大僧正寺務の時、西院不動堂の小破を修理する事、兩度に及ぶ。其後文治四年俊證權僧正寺務の時、修造を爲す。爾來破損甚だ擴大するも、修造する事なく、連々破壊して、雨露頗る禁し難きに及び、當寺公人等、各微力を勵まして、北朝光明帝の貞和二年十一月、當堂を葺き始む。纔かに東北の角一兩間修補せしも、計畫齟齬して、其功全く終るに至らず。杲實法印之を見る毎に、

修理

嗟歎尤も深かりしが、法印が御同宿せし、伊勢正琳子息の母儀、當時疾患に罹り、祈禱の爲めに、移りて子の宿所に住す。法印其の所勞の體を見るに、快愈の憑みなきが如く想はれければ、語りて言はるゝには、生死に限り有り、誰か必滅を遁れん、早く西院御影堂修理の料物を施入して、逆修善根の資糧に相宛てよ云々。と此の勸導に驚覺して、貞和二年十二月二十八日、錢二萬正を奉加せしかば、翌年不日にして營作の功畢る。定業期あるに依りて、逝去すと雖も、前後重病に沈みしも、施入の日は、所勞平愈す。高祖大師納受の瑞を示し給ふもの歎、不思議々々々。杲實法印は東實記に記し給へり。其後、後圓融天皇の康暦元年十二月四日亥刻、圖らずも、西の僧房より火を出し、不動堂小子坊、西北二字僧房、西門、唐門、四足門、已下炎上す。寺僧等火災と知るや走り集りて、不動尊像、大師眞影以下道具本尊、聖教、文籍等、悉く之を取り出し奉りて、不動尊は講堂乾の隅、大師影は食堂乾隅に、各借殿を構へて、安置し奉り、西院大小勤行等は、彼の兩堂に於て修す。食堂の北邊に、借屋を構へて、毎日生身供々所と爲す。傳法會等は、此處に於て行す。西院其他燒失せし堂宇、

炎上

本尊の移

再建の詔

再興造營の要脚は、後圓融天皇の詔を奉して、足利三代將軍義滿以下の武家の寄附、并に遠江國棟別一疋等の奉加金なり。造營當時の概況を記せば左の如し。左辨官下東寺、

造營次第

始木作日時、今月六日乙丑、時午二點。

居礎日時、二十九日戊子、時辰二點。

立柱上棟日時、七月二十四日壬子。

立柱、時辰二點。

立柱次第、先東、次西、次北、次南、

上棟梁、時己二點。

右權中納言平朝臣行知、宣。奉勅宜任三日時勤行者、寺宜承知依宣行之。

康曆二年六月六日

大史小槻宿禰判  
中辨藤原朝臣判

始木作の  
模様

康曆二年庚申六月六日、雨天なりしも豫定の如く、金堂前に於て、造營木作り始む。上卿不參、長者宗助僧正、奉行右中辨經重朝臣、右大史高橋秀職、陰陽

叙爵の御  
沙汰

寮陰陽助安部有義朝臣、別當光信法印、各出仕す。金堂の庇に其座を設く、中央より西の脇間に高麗端一帖を敷きて、長者の座と爲し。東の脇間に高麗端一帖を敷きて、勅使の座と爲す。已下夫々座を東西に設く。又西の廊に棧敷を構へて、寺僧等此處に群集す。東邊の登廊に、將軍家の棧敷を構へ、東廊には、武家奉行人の棧敷を設く。豫定の申の尅に至るや、其節を遂けしむ。大工引頭等祿物を賜ふ。宮仕馬を引く、將軍、諸大名、大覺寺法親王、長者僧正、各献龍蹄を引かせらる。又當日大工等に、叙爵の御沙汰ありて、大工従五位下藤原長吉は、左衛門尉に任せられ、引頭左衛門尉藤井安繼、同友貞は、従五位下に叙せられ、藤井國吉吉安は、左衛門尉に任せらる。祿物は大工の分は、馬二疋、内一疋は鞍を置く。銀釵一腰、衣二領なり。引頭三人は各馬一疋、衣一領、其中の一引頭は、釵一腰、并に副を賜ふ。其外長三人には、各衣一領を賜はる。同七月二十四日立柱上棟す。西院南庭に於て、其儀式を行ふ。長者并に別當は幄屋に着し、舞人を召し、大鼓役を爲す。造營工事略ぼ成就せしかば、同十一月十三日、不動明王の靈像を、元の如く講堂より、現在の西院に還渡し奉る。

立柱上棟

還渡の御  
式

其の御路は、講堂西廊より西院に至るの順序にて、菴道之を敷く。先づ寅の初點に、數多の僧衆は、鈍色小袈裟を着して、講堂に參集し、借殿前に於て、列を二行列に整へ、賴遍阿闍梨の讚頭にて、四智讚を唱ふ。讚畢りて、合敬を唱ふ。其間に役人進み寄り、白布を以て覆ひ奉れる。不動尊を安置し奉れる御輿を昇ぎ出し奉る。灑水、焼香、役人の先行にて、次に本尊御輿、次に衆僧上謁前にて二行列に進みて、西院に至る。東階を経て、東面南妻戸より昇ぎ入れ奉る。少遷昇き居る間に、諸僧東上にて、堂内に列立す。賴遍四智讚を誦する事一遍にして、舊の如く、前以て設けたる瑟瑟座の上に、安置し奉りて、本尊御遷渡の式を畢る。次に諸衆食堂に向ひ、高祖大師の尊像を、西院東面北庇妻戸より昇入れ奉る。御遷渡の式は、不動尊の御時と同じ。漸く天明に及び、長者の御沙汰によりて、別當光信法印導師となり、不動堂に於て誦經を行ひ。次で北面大師尊前に於て、長者の御導師にて、嚴重に御影供を勤修し奉りて、茲に全く御遷渡の式を畢るに至れり。

西院御供所并に廊下

創建年代は、未だ詳かならず。現存の建物は、靈元天皇の寛文十二年に修造せしものなり。東面に安置し奉る所の大黒天は、康勝法眼作の靈像にして、六十年目毎に開扉するの例なり。

金堂 梁行十間一尺七寸五分 (特別保護建造物)  
 桁行十八間五尺七寸五分

本尊 藥師如來 作者不詳 一 軀

脇士 日光菩薩 同斷 二 軀

十二神將 弘法大師御作 二 軀

略緣由

本尊安置次第

東寶記に載する或記の説に據れば、高祖大師唐より御歸朝の時、海中に龍王出現して、末代衆生利益の爲めに、藥王を大師に献せらる。弘仁十四年勅給の後、藥師如來の御身に之を納め奉りしと云ふ。當堂は桓武天皇延暦十五年の御創建にして、後土御門天皇の文明十八年に焼失す。大永四年正月に、後柏原天皇御再建の繪旨を賜ふ。其後、豊臣秀頼公、後陽成天皇の詔を奉して、片桐東市正且元を造營奉行として、慶長四年八月に、立柱式を行ひ、同十一年九月に至りて、落成す。現存の建物は即ち是れなり。



講堂 梁行十間一尺七寸五分  
桁行十八間五尺七寸五分

本尊安置  
次第

- 本尊 金剛界大日如來、四佛 弘法大師御作 五 軀
- 般若、菩薩四菩薩權天 同上 六 軀
- 不動明王四大明王帝釋天 同上 六 軀
- 四大明王 同上 四 軀

略緣由

淳和天皇の天長二年四月二十四日、參議左大辨直王を勅使とし、參議右大辨伴宿禰國道を檢校奉行として、御創建あらせらる。爰に於て高祖大師は、左の如く二十一尊の佛像を彫刻して、安置し奉りて、當堂を仁王護國の道場と定めさせ給へり。當寺を鎮護國家の道場と稱するは、當堂に胚胎す。後龜山天皇の正平二十三年七月二十七日、地震にて堂宇顛倒し、同年八月修造を始め、數年ならずして落成し、文明十八年に回祿す。慶長年中豊臣北政所再建す。現存の建物は是れなり。

安置の本  
尊

略緣由

食堂 梁行八間四尺  
桁行十六間一尺五寸

- 本尊 千手觀音 理源大師作 一 軀
- 四大天王 同上 四 軀
- 聖僧文殊 弘法大師御作 一 軀
- 地藏菩薩 作者未詳 一 軀

此菩薩は西寺の御本尊なりしが一條天皇の正曆二年、彼寺顛倒の後、當寺に移し奉りて、今日に至れり。

最初の御造立は、金堂等と同じく桓武天皇の御建立し給ふ所歟。確たる創建年代は、未だ詳かならず。高祖大師御在世の時は、大師御親作の聖僧文殊一軀のみを、奉安したるものなるが、大師御入定後、凡五十年を経て、宇多天皇の御宇に至り、聖寶僧正、即ち理源大師、丈六の千手觀音并に丈餘の四天王を造り奉る。未だ觀音に金箔を押し奉らざる時、老翁來り尊像を拜して、生身の觀音に違はざる由、再三之を嘆して、突く所の杖を擲ち、忽然として見へず。其杖

宇多天皇の御幸

即ち金なり。依りて之を以て、箔を押し奉り畢る。理源大師の傳に、觀音像御造立の後、開眼を修する時、宇多天皇は法會の庭に行幸あらせられて、御諷誦を修せらる。又勅ありて。内裏に御誦經を修する際は、公卿雲客皆諷誦を修す。又別に勅命あり、件の佛像を以て、御願と爲し、尊像の御足損するに依りて、醍醐天皇の延喜二十年、勅して修理を加へさせ給ふ等と記せり。又或記に載する三室戸隆明僧正の言に、生身の千手觀音を拜見せんと願はゞ、東寺食堂に安置する所の觀音を拜見すべし云々。其後、後白河法皇は、當堂安置の觀音の生身佛に異ならざる事を、御夢想あらせられて、安元元年八月二十九日、當寺に御臨幸の上、觀音を拜見遊はして、御嘆賞殊に深かりし由、舊記に明かなり。現存の建物は、寛政十二年二月に再建の事始め、文政十一年に至りて、落成せしものなり。

御夢想

灌頂院

梁行十三間  
桁行十一間五尺

兩部大日如來種子

筆者未詳

堂内東西の板張りに

本尊

八大祖師影像

同上

同上

略縁由

東要記に、南天鐵塔は、是れ龍猛菩薩の爲に、華藏世界を縮めて、現せられし浮圖なり。制底狹しと雖も、皆十佛刹の聖衆を顯はす、穢土鄙しと雖も、法界宮の儀式を現す、大唐青龍寺は彼塔の尊儀を移す、東寺灌頂院は、又彼寺の風範を摸す。森羅の諸尊、儼然として金剛界宮の新開に似たり、萬徳莊嚴は赫々として、密嚴國土の舊容に同し、云々と記せり。高祖大師の御遺書に依りて考ふるに、當院は大師の御草創あらせられし所なるも、未だ土木の功を終らずして、御入定あらせられしかば、實惠大徳は大師の教命を奉して、造營莊嚴を完成せり。仁明天皇の承和十年以後、勅裁灌頂の道場にして、有名なる宮中後七日御修法の行はるゝ所なり。

御修法の道場

修造次第

實惠大徳の創建以來、慶長元年に至るまで、都合四箇度の災害ありしも、其都度昊天の御沙汰によりて修造せり、今其概要を記さんに、後三條天皇の延久元年九月七日、大風の爲めに初めて顛倒せしかば、直ちに再建の土工を起して、五間四面の正堂を造立せり。禮堂等は後年叙爵の料を賜ふて造立せり。堀河天

皇の長治二年に至り、官符により延久の佳例に任せて、凡僧別當忠縁上人、修造奉行となりて、灌頂堂等を修造して、舊觀に復するに至りしが如し。其後、後白河法皇の御願により修造落成の上、嚴肅なる入佛供養の盛儀を御修行あらせられ、更に四條天皇の仁治二年九月二日、光明峰寺禪閣御入壇の時、修造せらる。後深草天皇の建長四年九月二日、灌頂院悉く焼失せしかは、泉涌寺長老素道上人懇懃の仰を承けて、大勸進の結果、後二條天皇の徳治三年正月二十一日上棟し、建久の佳例に則りて、入佛供養の法會を行はせらる。護摩堂は、後村上天皇の康永二年十一月二日我浄上人の大勸進によりて、上棟す。其後、後土御門天皇の文明十八年、悉く回祿せしかは、官符を賜ふて舊の如く建立す。慶長元年に至り、地震の爲めに顛倒せしが、明正天皇の詔を奉じて、徳川三代將軍家光公、寛永十一年に再建す、現存の建物即ち是れなり。

灌頂院闕伽井

灌頂院の創建と同時に、掘鑿せし古井にして、承和以後、灌頂の闕伽水は此井の水を用ゆるの例なり。天正十七年六月、早魘打續きて、四民の困苦憂惱甚大

請雨

繪馬

なりしかは、應其上人井を淨め、水天龍王に祈誓を立て請雨の法を修す。威應空しからずして、修中に大雨ありて、有情無情の渴憂を除却す。其時屋形を造立して今に至る。毎年四月二十一日の高祖大師の正御影供に、近府縣の農民が、依りて以て、該年の五穀豊凶を卜する繪馬の相額は此處に掲ぐるものなり。

大 塔 八間 方面 特別保護建造物  
高サ三十九間

本尊安置  
次第

本尊 四佛脇士八大菩薩

東阿閼

左彌勒菩薩  
右金剛藏菩薩

南寶生

左除蓋障菩薩  
右虛空藏菩薩

西彌陀

左文殊菩薩  
右觀音菩薩

北不空

左普賢菩薩  
右地藏菩薩

右の如く、塔の中央、佛壇の四方に、金剛界の四佛を安置し奉り、左右には各二菩薩を安置し奉る。東實記に云く、件の佛菩薩の尊像は、大師の御作なり。度々炎上時、毎度取出し奉りて、火難を遁れ畢る云々と記せり。寺傳に據れば、寛永十二年十二月七日、塔出火焼失の際も、佛菩薩の像は取出し奉りて、今に變る所なしと云ふ。

四方屏の裏に、次の次第にて、護方八天の像を圖せり。筆者は長谷川等竹。

東	右伊舍那天	南	右炎魔天
左帝釋天	左炎魔天	北	右風聞天
西	右羅刹天	左多聞天	
左水天	左水天		

更に又佛壇四隅の柱に、金胎阿部曼荼羅の尊像を圖し、四面左右の柱に、八大龍王を畫き、四方の壁には八祖大師の行狀を畫けり。筆者は長谷川等竹なり。塔婆は、淳和天皇の天長三年十一月二十四日、高祖大師上奏して創建し給ふ所なり。大師上奏の御文に云く、徳の聚る所は塔幢是れ最なり。塔をば功德聚と名け、幢をば與願印と號す。功德聚は毘盧遮那萬徳の集成する所、與願印は寶生地蔵の三昧耶身なり。是故に塔を建て、幢を建つるは、福德無盡なり。近くは人天の王と作り、遠くは法界の帝と爲る云々。實に塔婆の建立は、無明の昏夜を破して、有智の薩埵を現する最妙の方法にして、功德無量なれば、大師の御創建より今日に至るまで、焼失倒壊の災害ある毎に、帝王賢臣の御再建するありて、未だ大塔の長日月間缺如せし事なきは、是れ偏に佛天の加護に因る。天長三年御創建の當時、佛縁を深厚にし、淨菩提心を開展せしむる爲めに、大

造塔の功德

修造次第

師は上奏して、上は親王より、百官百僚の方々に、東山より塔材を曳き運はしめ給へり。洵に大師懇篤の出迷悟入の提撕なりと申し奉る可きなり。

五層大塔の沿革を略述せば、天長三年創建の大塔は、宇多天皇の仁和四年三月十三日、雷火にて焼失す。或記の説に據れば、此時は角木のみ焼失にして、全焼には非すと云ふ。兎に角三條天皇の長和三年十一月二十一日御再建す。後冷泉天皇の天喜三年八月二十二日子の剋、雷火の爲めに焼失す。此時も大師御作の佛像、并に八幡三所の御影像等、皆取出し奉りて、金堂に安置せし由、東要記下卷に記せり。其後二十五年を経て、白河天皇の承暦三年に至り、中宮賢子の殿父、右大臣顯房卿、金堂に安置せる大塔の御本尊に、御産平安にして、皇子御誕生せは、塔婆を造立し奉る可き由、立願せらる。同年七月九日、御産平安にて、堀河天皇御誕生ましければ、顯房卿本尊の御前に詣り、所願成就の由を啓白し、翌年より帝の詔を奉して、顯房卿金堂禮堂に出張し、自ら造營監督の任に膺りて、造營を始む。後七年にして落成せしかは、白河天皇は應徳三年十月二十日、塔婆の大供養會を御修行あらせらる。色衆は四十二口なり

造塔の御願

き。其後破壊せしに依り。文覺上大人勸進の末、建久八年四月三日、塔婆を修造して、其九輪を上ほす。龜山天皇の文永七年四月二十一日、塔婆炎上し、後宇多天皇の弘安元年四月十九日、朝議修造に決し、中院中納言具房卿仰せを蒙りて、對馬島を料所とせられしも、正稅實なかりしかは、願行上人懇懃の仰せを蒙り、大勸進となりて、關東に下向す。北條氏淀の關所を付せられて、工事迅速に進涉し、伏見天皇の永仁元年に至りて、完成す。其後四朝を経て建武元年九月二十二日、後醍醐帝御臨幸の上、大供養會を御修行あらせらる。正親町天皇の永祿六年四月二日、雷火にて燒失す。後陽成天皇の文祿年中、豊臣秀吉公大塔再建に着手し、同三年七月二十三日、落成して、大供養會を修行す。間もなく、明正天皇の寛永十五年十二月七日に出火燒失し、同十八年、明正天皇の詔を奉して、徳川三代將軍家光公は、永井日向守直清を造營奉行とし、大工中井大和守正行、佛工、奈良大佛師繪師長谷川等竹等に命じて、再建工事を始む。尊性親王御素木加持を爲す。同二十一年七月五日上棟す。現存の大塔是れなり。其後正徳元年八月九日、大風の爲めに塔の第五重破損せしかは、直ちに修膳す。

家光公の再建

元祿六年六月石壇の上に新に壇を設け、以て今日に至れり。

尊 牌 堂

桁行十四間 梁行十二間四尺五寸

本尊

胎藏界大日如來

役行者作

一 軀

西院御影堂の體拜堂として、元祿十年十月、山下祐也、報恩謝徳現當安樂の爲めに、建立せしものなり。近代に至りて説教所に改む。明治二十六年九月更に尊牌堂と改稱し、同二十七年現在の如く奥内陣を増築して、各地信者の建牌を許可せしかは、目下建牌者全國に瀰漫す。

毘沙門堂

梁行三間一尺五寸 桁行三間一尺五寸

本尊

觀跋毘沙門天像

作者未詳

一 軀

朱雀天皇の天慶二年、平將門叛亂の時、此尊像を作りて、羅城門の樓上に安置し奉りしが、圓融天皇の天元元年七月九日、大風にて同門倒壞の後、東寺に移し奉りて、食堂の東邊に安置したりしが、仁孝天皇の文政五年に、現在の堂を建立して、安置し奉りたり。

八島殿

大八洲の神靈、即ち地主神たる大己貴命を安置す。弘法大師の御勸請遊はしたるものにして、當寺境内の地主神なり。明治元年十月、南大門焼失の際、類焼せしかば、元祿十五年に新造せし、山内稻荷の舊殿を移して、以て今日に至れり。

夜叉神堂 二字

本尊 東雄夜叉、本地、文殊菩薩 各弘法大師御作  
西雌夜叉、本地、虚空藏菩薩

寺傳に依れば、最初は大門の左右に安置せしが、旅行人の禮を作さざる時は、忽ち其罰あり。故に中門の左右に移して、安置せり。慶長元年、中門顛倒の後、該門の跡に、現在の小堂を建立して、安置し奉りて今日に至れり。

鐘樓 梁行二間一尺  
桁行三間一尺五寸

鐘の鑄造と、鐘樓建立の最初の年代は、詳かならず。現在の梵鐘は、後村上天皇の正平三年十月七日、征夷將軍足利尊氏、左兵衛督直義兩卿は、根本の鐘、

破損して用をなさざるに至りしかば、安富右近大夫行長を、鑄造奉行とし、冶工三條大工、七條大工の兩人に命じて、同年八月十三日に鑄造し始めたる、新鐘を鑄改せしむ。同十月八日新鐘落成して、講堂の前に於て突き始む。當日七條大工は、尊氏卿より三條大工は、直義卿より各馬を賜はる。更に各銀釵一振、被物二重宛賜はる。同十一月四日樓上に、新鐘を釣る。鐘の四面に鑄付けたる四佛の種子は、遍智院聖尊法親王の御筆なり。現在の鐘樓は、空盛僧正の寄進にて、東山天皇の元祿十二年五月十一日、現在の場所に移されたるものなり。

經藏 梁行三間一尺五寸  
桁行三間一尺五寸

最初の建立年代は未詳なり。現存の建物は、慶長年中修造せしものなり。

靈寶藏 梁行二間一尺 前同斷  
桁行二間一尺

寶藏 梁行三間一尺五寸  
桁行三間四尺七寸五分

最初は南北に、寶庫二字ありしが、北の寶庫は、長保二年十一月二十五日焼失し、南のものは、大治元年三月十五日に焼失す。現存の建物は、建久九年文覺

上人の大勸進によりて、再建せしものなり。

鳳輦庫 梁行二間一尺  
桁行三間一尺

創建年代は未詳、現存の建物は、御内儀御寄附金、并に豫州宇和島の城主伊達氏の寄附木材を以て、元治二年に造立せしものなり。

大悲殿 梁行二間  
桁行三間

本尊 十一面觀世音菩薩 作者未詳 一 軀

創建年代は未詳。現在の堂宇は、明治三十八年十一月二十日に、建築落成せるものなり。

辨天堂

本尊 辨財天像 弘法大師御作 一 軀

創建年代は未詳。現存の建物は、天保年中に建立せしものなり。

地藏堂

本尊 延命地藏菩薩 弘法大師御作 一 軀

舊塔頭長福寺の本堂なりしを、明治十六年三月、現在の所に移轉せしものなり。建立年代は未詳。

記念文庫 梁行二間四尺  
桁行四間

神戸市の林紙佑氏、桓武天皇の一千百年の聖忌、并に弘法大師傳燈歸朝一千百年の嘉辰を下して、明治三十八年八月十三日、和洋折衷式の當文庫を建設して、令法久住諸願圓滿の爲めに、縮刷大藏經、及び續藏經各一部を奉納せり。

寶物館 梁行五間  
桁行八間半

京都市の矢野長藏氏、海内無雙の珍品たる當山の靈寶を、有縁の道俗に參觀せしめて、秘密佛乘の三形の尊嚴を、體得せしむる爲めに、明治四十二年四月十三日に當館を建造せり。

南大門 梁行五間半  
桁行十間

東寺草創の時、建立せし樓門は、後鳥羽天皇の聖代に至りて、荒廢甚だしかりければ、建久八年四月二十二日、文覺上人の勸進によりて、源賴朝公の施入せし一萬貫文によりて、舊の如く造營す。佛工運慶、湛慶の父子、金剛と力士と

の二王を作りて、次での如く東西に安置す。後醍醐天皇の正中三年二月、證道上人の大勸進に依りて、修理を加ふ。其後文明十八年に至りて回祿せり。後柏原天皇の文龜元年七月六日、再建の立柱式を行ひ。後陽成天皇の慶長十年五月、豊臣秀頼公片桐且元を造營奉行として、落成せらる。明治元年十一月二十一日に焼失す。同二十八年、東山三十三間堂の西門たる九頭龍門を移して、建立す。現在の南大門之れなり。

蓮花門

梁行三間一尺 特別保護建造物  
桁行六間三尺

桓武天皇の延暦十五年の造立と傳ふ。建久年中、文覺上人の大勸進によりて、瓦を葺き置きて、今日に至る。蓮花門の名稱に就き、古來傳ふる所に依れば、仁明天皇の承和二年、弘法大師御入定の爲め、高野へ御登山の際、御作の南面不動明王、當門まで大師を送らせらる。其の御足跡に蓮花を生す。仍りて爾來蓮花門と稱すと。

長者補任に云く、文治三年六月十六日、灌頂院北面に、蓮花三莖生す。一兩日中に、六七十に、一ヶ月許りにして、二百餘本に増殖せり。凡直事に非ず。貴

賤群集す。(中略)建久六年に至りて、一本も見へず云々。蓋し之れに依りて、蓮花門の稱ある歟。或は方位上西方に當るを以て蓮花門と稱する歟。

不開門

梁行三間一尺 特別保護建造物  
桁行六間三尺

創建年代は詳かならず。現存の建物は、建久九年、文覺上人の大勸進によりて、再建せしものなり。建武年中、足利尊氏、新田義貞と戦ひて、當寺に籠り、閉門してより、不開門と稱するに至れり。寛永年中、徳川家光公修理を加へて、以て今日に至れり。

慶賀門

梁行三間一尺五寸 特別保護建造物  
桁行六間三尺

創建年代は未詳。現存の建物は建久九年文覺上人の大勸進によりて、再建せしものなり。

八脚門

梁行三間一尺 特別保護建造物  
桁行六間三尺

創建年代は詳かならず。現存の建物は、後龜山天皇の弘和二年七月七日に上棟せしものなり。



平 唐 門

梁行二間五寸  
桁行三間二尺五寸

創建年代未詳。後圓融天皇の康暦元年十二月四日、西院御影堂と同時に焼失せり。依りて御影堂と同時の再建と認むべきなり。

四 脚 門

梁行二間  
桁行三間二尺 特別保護建造物

前同斷

北 四 脚 門

特別保護建造物

創建年代は未詳。天正八年十月修營

浴 室

創建年代は未詳。弘安九年三月十四日、始めて焼失し、正和四年七月二十四日上棟。文明十八年に焼失。元和元年假浴室造立。正保二年に至りて、改めて造立し。明治十五年現在の所に移建す。

本 坊

應永二年に建立せし、西院僧房二字の内、西の房を以て、東寺の廳屋とし、明和三年後櫻町天皇の繪旨によりて、伽藍惣修造の際、倉庫及び庫裏を造立して、

穀屋と改む。明治十六年玄關客殿等を新造して、更に本坊と改む。大正四年十月修理を加ふ。

四 圍 築 地

保元平治以後壽永の頃、頽落して旅人の路となる。平家追討の後、建久年中、文覺上人深く再興の大願を發し、築牆を營むと雖も、其功を終らすして止む。承久動亂の後、願行上人文覺上人の意圖を繼ぎて其功を遂く。其後屢々修營して、以て今日に至る。

第十三 塔頭寺院

現今にては、觀智院、寶菩提院、金勝院の三箇寺なり。俱に延慶年中、後宇多法皇西院御參籠中、御創建ましませし、十五箇院の内なり。觀智院は、徳川の初期、眞言宗の勸學院たりし名刹にして、珍本佳書を藏する事、極めて多く、本尊五大虚空藏菩薩は、類似稀なる靈像として、其名高く、特別保護建造物の客殿には、著名なる武術家、宮本武藏の筆に成れる、墨繪の鷲の壁畫、竹の襖間等あり。東寺學派の權威にして、本宗教相學の明星たる、果實法印は、當院

の元祖なり。又書畫を藏する事、甚だ多し。寶菩提院は、觀智院と同じく、別格本山にして、多くの末寺を有す。元祖亮禪僧正は、事相の大家にして、西院流の恩人なり。藏する所の書籍、寶物には見る可きもの尠なからず。金勝院、亦正院家の名刹なるも、近時稍々荒廢に傾き、本堂安置の佛像の外、寶物書籍等無し。

#### 第十四 當寺略年表

延歷十五年、桓武天皇鎮護國家の道場として國分寺の舊趾に、當寺を創建す。境内八町四面。現今は貳萬五千八百餘坪。  
弘仁十四年正月十九日、嵯峨天皇、當寺を高祖大師に勅給す。  
天長元年六月十六日、高祖大師、東寺長者の宣下を蒙る。是れ東寺一の長者の最初なり。  
同二年四月八日、東寺安居講經、勅許。爾來明治まで、聖朝歷代の御願となれり。  
同二十四日、淳和天皇講堂を建立して、教王護國寺の勅額を當寺に賜ふ。

同三年四月二十日、高祖大師、五重塔婆の造營を始め給ふ。同十一月二十四日、東寺塔材木勸進文を、闕下に捧呈す。

同四年、當年以後毎年正月に、四九の僧を囑して、藥師法を修すべきの勅命下る。

同五年、初めて文殊會を行す。

承和二年正月、鳳闕に於て、宮中後七日御修法を始行す。同正月二十日。毎年度者三人分業習學の事の勅許あり。更に同二十三日、應度眞言宗年分者三人事の勅許あり。是れ東寺度者制の最初なり。同三月二十一日、高祖大師高野山に入定し給ふ。

同五年九月、勅により、俗別當職を置かせらる。

同七年十二月五日、眞紹當寺凡僧別當に補せらる。是れ凡僧別當の初例なり。

同十年十一月十六日、「應爲國家於東寺定眞言宗傳法職位并結緣等灌頂事」の大政官符下る。同十二月十三日、眞紹入壇す。東寺具支灌頂の嚆矢なり。

同十一年三月十五日、始めて勅裁の結緣灌頂を行す。同十一月九日、眞濟大德、

東寺二の長者となる。是れ二の長者の最初なり。是れより前六月十六日、御願新造の眞言佛像來る。七月一日より百六ケ日間、供養すべきの大政官符下る。同十四年、長者實惠大德、法會を始む。貞觀六年二月十六日、寺務眞雅僧正、輦車に乗じて、公門を出入す可きの由、宣下あり。是れ僧中輦車の最初なり。同十四年三月十四日、長者眞雅僧正、法務に任せらる。是れ東寺法務の最初なり。

仁和四年三月十三日、五重塔婆、雷火にて焼失。

寛平三年十二月二十九日、聖寶僧正、權法務に任せらる。是れ東寺權法務の初なり。

昌泰元年月日、峰毀、東寺三の長者に任せらる。是れ三の長者の初なり。

延喜元年十二月十三日、宇多法皇、當寺灌頂院に於て、御灌頂。

同八年五月三日、宇多法皇、傳法の職位を、皇子眞寂法親王等に授けらる。

同十年三月二十一日、長者觀賢僧正、灌頂院に於て、始めて大師の御影供を嚴

修し奉る。

同十九年十一月二日、眞然、高野山に持ち行きし、卅帖策子、勅に依りて、當寺寶藏に復歸す。

延長三年六月十七日、延徹少僧都、寺務に任せらる。是れ東寺々務の初なり。

天曆四年正月十五日、宮中眞言院にて、勘計せし所に依れば、大師御請來八十粒の舍利は、四千二百五十九粒に増加せり。

安和二年閏五月十日、寛忠四の長者に任せらる。是れ東寺四の長者の初なり。

天祿四年正月十五日、佛舍利、四千四百九粒となり。

永延二年十月二十九日、圓融法皇、當寺に於て三昧耶戒を受けさせらる。

永祚元年三月九日、圓融法皇、當寺灌頂院に於て、御入壇。

長保二年十一月二十五日、北の寶庫焼失、此時往古の官符等、多く烏有に歸す。

長和三年正月十三日、佛舍利、四千九百二十一粒に増加せり。同十一月二十一日、五重塔婆、再建成就。

寛仁四年二月二十七日、寺務濟信大僧正、牛車の宣を蒙る。是れ僧中牛車の初

なり。

天喜三年八月二十三日、塔雷火にて焼失。

延久元年九月七日、灌頂院灌頂護摩の兩堂、大風にて顛倒。

承暦二年十月、金堂、禮堂、塔等の修營を始む。

應徳三年十月二十日、白河天皇、五重大塔、再建供養。

長治二年、灌頂堂等を修造す。大勸進は別當忠縁上人。

大治元年三月十五日、南の寶藏、一字焼失。

安元元年八月二十九日、後白河天皇、當寺に行幸。諸堂御巡禮の後、西院に於て、佛舍利御叙覽。

文治二年十月五日、三十帖策子、御室仁和寺に貸與す。今に返納の儀なし。

同三年七月三日、鐘樓上棟式執行。

同四年十一月二十三日、西院御影堂修造落成。

建久二年十二月三日、文覺上人の功によりて、灌頂堂、禮堂等を修造し了る。

同十一月一日、文覺上人當寺修理大勸進の奉書を賜ふ。同二十八日、灌頂院修理供

養。今年繪師勝賀、兩界曼荼羅を新寫す。

同八年四月三日、五重大塔に、九輪を上く。同六日、鎮守八幡宮の御正體を、

新社に遷渡し奉る。同二十二日、源賴朝公の寄附錢一萬貫文によりて、南大門

を造營し、運慶、湛慶の父子、金剛と力士との二王を作る。又金堂の瓦葺寶藏の造立も落成す。

同九年正月八日、講堂の御佛二天、并に金堂の御佛等の修理を始め、五月十八日に成就す。

建保四年三月九日、佛舍利三千二百八十二粒となれり。

安貞元年五月二十三日、御齋會御衣木加持、御導師は、長者道尊參勤。

天福元年十月五日、西院に高祖大師の御影を安置す。康勝法眼一刀三禮の作なり。

嘉貞二年八月二日、四條天皇は、大師の正御影供を、勅會と定めらる。

延應二年、後白河天皇の女宮、宣陽門院の御願にて、舍利講を始行す。同三月

二十一日寅の一點、西院御影堂北面に於て、始めて御影供を行す。同月宣陽門

院、御影堂内陣に五重小塔を施入し奉る。

仁治二年四月十六日、光明峰寺禪定太閤殿下、灌頂院に於て、御入壇。同月灌頂院、護摩堂修造。

同三年二月二十三日、宣陽門院御所持の宋版一切經、七千餘卷、車六軸二百四十四合、御寄附。同院御所持の宋版大般若經、六百卷、僧正行遍施入し奉る。

建長四年二月十四日、後深草天皇の勅により、長日行法を始行す。奉行は平宰相惟忠卿。同九月二日、灌頂院、護摩堂焼失、同十二月十六日、灌頂院造立供養。

文永七年四月二十一日、五重塔婆炎上。

弘安元年八月二十日、五重大塔の再建を始む。

同四年六月二十二日、當日より一七ヶ日間、長者法務僧正定濟勅を奉じて、異國降伏の爲めに仁王經法を修す。

同九年正月三日、勅に依りて、西院に於て、修正會を行す。今に繼續す。同三月十四日、温室大湯屋焼失す。

永仁元年、大勸進願行上人の功に依りて、五重大塔再建。塔内に懸くる所の兩界曼荼羅は、寒典主の圖繪。

同六年二月十三日、長者守惠大僧正、當山八幡宮にて、始めて理趣三昧を修す。

徳治二年正月二十一日、灌頂院上棟式、大勸進は泉涌寺素道長老。同二月十二日、後宇多天皇、御影堂に於て御立願。

同三年正月二十六日、後宇多法皇、灌頂院に於て御入壇。法皇は、正月五日より三年間御參籠、西院を以て御所と遊ばさる。

應長二年、後宇多法皇の御願にて、春秋二季の傳法會を始む。

正和元年三月二十一日、後宇多法皇の御願にて、三口の供僧を、御影堂に置かせらる。

同二年、後宇多法皇は、御宸筆の大師尊影を、談義の本尊として御施入。

同四年七月二十四日、温室上棟式。

同五年三月二十一日、毎月二十一日論義を始む。

文保元年正月三日、大地震にて、塔の九輪折傾し、灌頂院破損。

正中二年八月十九日、鎮守八幡宮社殿造營、遷宮式、大勸進は證道上人。  
同三年二月、南大門修理大勸進同上。

嘉曆二年正月二十八日、講堂修營。

同三年十二月二十八日、後醍醐天皇、健陀穀子の御袈裟に勅封。

元弘二年正月十四日、宮中真言院に於て、佛舍利勘計。

同三年六月二十日、後醍醐天皇、隱岐より御遷幸の際、西院に入御。一週間御駐輦、整儀の上、内裡へ御還幸。

建武元年九月二十三日、後醍醐天皇、御臨幸の上、五重大塔の供養會を修せらる。

同二年十二月十三日、僧正法務弘真、高祖大師惠果和尚より相承の七帖御袈裟、并に禁裏御相傳の大師御袈裟の摸寫五帖九帖及び鉢を、當寺に施入す。

同三年六月十四日、征夷將軍尊氏卿、武運長久祈願の爲めに、參詣し。翌日河内國新開庄を寄附。

曆應四年十一月、大師御請來の聖教五合、新寫し始む。筆者は公武寄合。發題

は武者所細川陸奥守顯氏卿なり。

康永二年、空證上人、大師の御眞蹟進官目錄、眞言付法傳、奏聞の上、寶庫に納め奉る。

貞和元年、御請來聖教五合の新寫、完成す。

同二年十二月二十八日、御影堂修理費中へ、伊勢入道正琳の後室二萬疋施入。

同四年六月十五日、唐の順宗皇帝勅賜大師菩提實の念珠を、泉涌寺鏡尊施入し奉る。同十月十七日、新鐘を鑄造す。施主は將軍尊氏左兵衛督直義の兩卿。同十月二十七日、四面築牆の修理を始む。

觀應二年二月二十一日、光嚴、光明、崇光、後光嚴の四帝、當寺に御臨幸。西院小子房を御所と爲して、御駐輦。翌日八幡へ御遷幸。同十二月二十三日、南朝の帝の勅を奉して、長者隆雅、後七日御修法を行し奉る。

正平七年、吉野帝の勅に依りて、御修法勤修の御衣を定む。勅使は右兵衛佐仲興卿。

文和二年四月五日、大風に依りて、宮中真言院顛倒、十月より修造す。

同三年、後七日御修法は、正月十日より始む。真言院の修造周備せざると、武家斷足沙沙遲延の故なり。  
正平十年六月二十四日、御修法の後に、佛舍利勘計。  
延文五年正月十四日、後光嚴院佛舍利御奉請。  
貞治二年六月二十四日、安富右近太夫散位源行長、高祖大師御作の地藏菩薩像一軀を、御影堂に施入し奉る。  
同三年、了本上人良瑜、高祖大師御眞蹟御消息文四枚を施入す。  
應安元年七月二十七日、講堂大地震にて傾く。同八月十七日勅に依りて、修理を始む。  
永和元年、自聖房弟子成實上人、寶藏の七祖御影を摸寫す。  
同二年二月一日、禪誓僧都、八幡大師互の御影二幅を、施入し奉る。  
康暦元年十二月四日、御影堂燒失、高祖影像千手堂へ御遷座。  
同二年十一月十三日、御影堂修造御遷座、勅使は左中辨經高朝臣。  
永徳元年七月十一日、西門修理を始む。

至徳元年八月十一日、後小松天皇、當寺西院に御臨幸。  
嘉慶元年正月、主上御元服、御祈の爲に、禁裏に於て、愛染王法を嚴修す。  
同二年二月五日、塔頭觀智院に小堂を造立して、大唐青龍寺金堂の本尊惠運請來の五大虚空藏菩薩を奉安す。  
康應元年正月二十一日、落雷に依り、大塔埵角柱内外破損す。  
明德二年正月、大師御眞蹟の鎮守八幡宮の額を、大覺寺深守法親王模寫す。  
同四年十二月二日、御歷代帝皇御尊崇の二間の觀音、當寺に御移渡あらせらる。  
應永二年六月、西院十間僧房一字新造。同八月十三日、西院十間小子房再興。  
永享三年、伽藍堂舎の大修理を行ふ。同十二月二十五日、忍阿上人後七日の五大尊を修覆す。  
文安元年、當寺守護神八島神社を新造す。  
同二年六月二日、大塔落雷に依りて、大破す。  
應仁二年、勅使房廻廊南北の中門并に講堂左右の經藏鐘樓退轉す。  
文明十八年、伽藍堂舎大門廻廊等、土一揆の災禍により、悉く回祿。

明應六年十一月十四日、講堂大日如來御再建、中島藏刀作。

同九年十月、鑑真和尚の筆、妙見尊像一幅を眞乘施入す

文龜元年七月六日、南大門立柱式。

永祿六年四月二日、大塔雷火にて焼失す。

天正十一年三月二十一日、高祖大師七百五十年御遠忌、修行。先例に依り、准

御齋會御修行の繪旨を賜ふ。

同十九年九月十三日、秀吉公當寺領を、二千三十石餘と定む。前々通り守護使

不入、課役免除の地とす。

文祿三年七月二十二日、秀吉公、御母堂天瑞寺三回忌菩提の爲めに、五重大塔

を造立供養す。

慶長四年八月二十一日、現在金堂の支柱式、施主は内大臣豊臣秀頼公、奉行は

片桐東市正且元。

同十年四月二十一日、金堂上棟式、同五月南大門修理成就、施主は豊臣北政所、

奉行は片桐東市正。此頃現存の講堂を豊臣北政所再建す。

慶長十一年九月十一日、秀頼公は、片桐且元を奉行として、金堂に於て、舞樂

曼荼羅供を修す。勅使は、西園寺、中山、西洞院の三人。

同十七年五月、寶殿院空盛僧正、宣陽門院御寄附の宋版一切經箱、二百五十合

寄進。

元和四年十二月、現存鐘樓建立、施主は空盛僧正。

同九年正月、寛正二年より中絶せし宮中後七日御修法御再興。長祿の例に隨ひ、

紫宸殿に於て、行せらる。同七月五日、後水尾天皇は、新健陀穀子衲衣一領を

勅賜あらせらる。

寛永十一年三月二十四日、現存灌頂院再建、施主は徳川三代將軍家光公。

同十二年十二月七日、大塔出火焼失。

同十八年。現存五重塔を再建す。施主は徳川家光公。奉行は永井日向守直清。

承應四年二月、食堂修理。

延寶八年。千手觀音の臺座等、御修覆。

元祿四年四月二十四日、曼荼羅新寫につき、關東桂昌院殿三百兩寄附。同十月



七日古き五大尊、十二天等を修補す。

同五年八月十日、大塔真柱一尺三寸切り下ぐ。

同六年六月、穀屋に於て、高祖御筆の七祖影像修補。同十一月二十八日、新寫曼荼羅開眼供養。勅會。舞樂、曼荼羅供の後、寶藏に納む。

同七年、當年より御修法に、宗覺律師新寫の曼荼羅を懸けらる。

同八年正月十五日、靈元法皇、翠簾十間御寄附。同四月御影堂前、三胎の松に石垣を建設す。

同十年六月二十一日、御影供修行中、辰の下刻祭文終る比、寶前の御生身供御飯破壊、其音高し。此事先例に任せて、長者奏聞を爲す。仰せに隨ひ、先例に任せて、北斗御修法を嚴修す。

同十一年十月十一日、靈元法皇、傳供打敷、并に翠簾御寄附。

同十五年閏八月二十五日、講堂大日如來臺座并に五大尊御持物を修補す。東寺大佛師民部法橋。

同十六年十二月九日、當日より一七日の間、將軍家の御依頼により、關東地震

につき、傳法院に於て、北斗御修法を嚴修す。其布施米百石。

同十七年正月四日、當日より一七日の間、徳川大樹公女、一位桂昌院殿の御祈禱尊勝供。

寶永三年六月十二日、仙洞御所、大師御筆の付法傳を御叙覽。

同四年十二月二十六日、正僧正秀快已下、正官權官の敕許。

同五年二月八日、長者は勅を奉して、當日より三七ケ日間、立坊、行啓、立后の御祈禱を西院寶前に於て、不動供を嚴修す。同三月二十一日より一七日間、去十九日回祿の御祈禱として、不動供を修す。

同六年二月九日、去正月十日、五代將軍綱吉公薨去。先例に任せ納經燒香の爲め、當寺代表、寶勝院一薦、江戸に發駕、同十八日宿所吳服橋、松平丹波守屋敷に着、同二十八日増上寺に於ける御納經燒香は、當寺第一。先規の如く、御布施は、百五十貫文、金にて三十七兩二步。同六月十三日より一七日間、長者勅を奉して、西院に於て、御讓位御祈禱の爲めに、不動供を嚴修す。

同七年十一月朔日、開白不動供、御即位の御祈禱。八日に結願、九日に卷數献

上。同十一月十八日、御即位の御祝儀、先例に依り、紗綾一卷、十帖を献上。仙洞御所同前。

同八年六月十一日、將軍家代替り、先例の如く、御朱印改めにて、當寺代表者金勝院、江戸に發駕、同二十四日、松平備前守屋敷にて相濟む。

正徳三年五月十八日、家綱公七代將軍の宣下。先例により代替り御禮の爲めに、金勝院榮春僧正、當寺の代表者として、江戸に發駕、同六月十五日、登城、白書院に於て、家綱將軍に御對面、例に依り、杉原拾帖、純子一卷を献上。次に柳の間にて、先例の如く、老中より時服二重を渡さる。同七月二十日、西院御影の御厨子新調供養。

享保三年十二月二十日、中御門天皇翠簾御寄附。

同八年六月二十五日、後宇多天皇、四百回の聖忌を勸修し奉る。例に依り二十四日は、光明三昧に式伽陀を用ひられ、翌日は、引聲理趣三昧を修し奉る。

同十二年正月二十一日、靈元法皇、御修法御道具、并に大師御筆の進官録、付法傳、古健陀穀子の御袈裟等の當寺靈寶を、御叙覽の上、佛舍利甲の壺に勅封。

同十四年八月十日、鎮守八幡宮の遷宮。

同十七年十月一日御影堂内陣外陣の修補。

元文五年九月二十六日、八島宮の遷宮。

明和三年十一月十四日、後櫻町天皇は、西院并に諸伽藍の修造を被仰出。

同四年正月二十八日、講堂の五大明王、四天王修覆開眼供養。

天明四年十二月十日、禁裏御相承の御袈裟の寫し、御寄附

寛政二年二月、食堂の再建を始む。

文政十一年、食堂再建成就。

天保二年十一月十一日、來天保五年、高祖大師一千年御遠忌につき、先規の如く、繪旨を賜ふ。

同四年十二月七日、仁孝天皇は、健陀穀子の御衾衣一領を當寺に賜ふ。

同五年、大師一千年忌御修行、前大僧正高演長者に、御導師勤仕の賞として、准三宮の宣下。

同十二年、去年十一月十九日、光格天皇崩御、諒暗中にて、先規の如く、當寺

灌頂院に於て、後七日御修法を嚴修す。

安政三年、去年新内裏落成御遷幸、依りて當年は、新殿に於て、御修法修行。

元治元年十二月一日、當日より三ヶ日間、長者増護大僧正、勅を奉して、南殿に於て、不動御修法を勤修す。

慶應三年三月八日、灌頂院に於て、後七日御修法を嚴修す。昨年十二月、孝明天皇崩御あらせられしに因る。

明治元年十月二十一日、南大門樓上より出火し、鎮守八幡宮社、及拜殿、樓門八島社等類焼。

同四年九月二日、太政官の布告により、宮中後七日御修法等の御祈禱を、止めさせらる。

同六年三月、太政官より、當寺を眞言宗總本山とすべき旨、更めて達せらる。

同十二年、一宗本末大會議の結果、當寺住職を長者と稱し、當寺を宗制統一の管長寺と定む。

同十三年一月、誠心組より御影堂三面に敷石奇附。

同十五年八月四日、宮中後七日御修法再興の勅裁。

同十六年正月八日、當日より一七ヶ日の間、寶永の嘉躰に隨て、再興第一回の御修法を、當寺灌頂院に於て嚴修す。同七月、明治天皇、高祖御請來の法具、大師御眞蹟以下の重寶、五十一點御叙覽。

同二十八年四月二十八日、明治天皇京都御駐輦の際、土佐光信の畫、竹園紳縉の合筆に成れる弘法大師行狀繪卷物十二卷、外に目錄一卷御叙覽。

同三十三年三月二十一日、京都市の高橋彌七山中平兵衛兩氏、御影堂、靈牌堂毘沙門堂寶前に、敷石を寄附す。

同三十八年八月十三日、神戸市の林純佑氏、令法久住、諸願圓滿の爲めに、文庫を建設し、縮刷大藏經、及び讀藏經各一部を、寄進奉納せり。

同四十年十二月七日、明治三十二年、本宗各派分立以來、單稱部眞言宗と稱せしが、本日より東寺派と稱し、宗派の管長を置くに至れり。

同四十一年十月、京都市の石田宗兵衛氏、慶賀門以西の石段、及び幅員一間半の敷石、長さ六十五間、并に北八條四脚門以南蓮池まで、幅員二間の敷石百八

間を寄進す。十一月十一日、京都市の矢野長藏氏、當寺公園創設費の大部分を寄進す。

同四十二年四月十三日、矢野長藏氏、現存の寶物館を建設奉納す。

大正三年三月二十日、京都市の畑忠平氏、講堂食堂四方の外廓、并に灌頂院東北二門の破損せしを、コンクリートにて修理寄進す。

同四年三月、甲部朝參講、長さ三丈三尺、重量三百五十貫の噴水龍を、青銅にて鑄造寄進す。鑄物師は長谷川龜右衛門。十一月三日、今上陛下、寶算長遠國家安穩の爲めに、灌頂院道場に於て、理性院流の行軌を洪範として、一七日の間太元帥の法を嚴修す。十二月八日、京都市の土橋某、當沿革略誌の印刷費を、祖先累代菩提の爲めに、寄進す。

### 第十五 當寺年中行事

正月

灌頂院行法、甲金、乙胎。

講堂仁王供、

金堂藥師供、

西院不動供、

食堂千手供、

以上五箇堂長日行法は、後嵯峨天皇、建長四年二月十四日の御願にて始行す。中古以來、毎年正月一日之れを勤修す。

金堂修正會、正月 淳和天皇、天長四年正月八日の御願なり。承和年中、式日を正月一日に改む。

五重塔行法、正月 後醍醐天皇の御願なり。正中二年己後、毎月十五日、金剛界、晦日胎藏界の行法を修せしめ給ふ。中古以來、甲年金剛界、乙年胎藏界の行法を正月一日に勤修す。

御影堂修正會、正月 後宇多天皇、弘安九年正月三日の御願なり。明治元年まで、舊儀の如く雅樂人參向せり。當日は當寺特殊の道俗、信者に限りて、半玉御符を授與す。